

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.12.10発行〈通巻第538号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/



- 特集1 / 労災保険事業主不服申立制度
労災保険料についての事業主不服申立制度に反対する!!
東京緊急アピール行動 2
- 特集2 / 農作業の労災事故対策
なぜ進まない農作業の労災事故対策
死亡270人/年なのに安全衛生置き去り 9
- 建設アスベスト訴訟の現在 18
- 死ぬまで元気です vol.53 右田孝雄 25
- 韓国からのニュース 27
- 前線から 33
酪農技能実習生の受傷 治療費しか労災にせず/青森
内装工・現場監督の石綿ばく露救済/東京
- 2022年冬期カンパのお願い 39

労災保険料についての 事業主不服申立制度に 反対する!! 東京緊急アピール行動

労災保険を使用して増額された保険料に対して、事業主が不服申し立てできる制度が作られようとしている。2022年10月26日、厚生労働省は「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」を開催した。

新聞は「労働災害が起きた事業場で労災保険料が引き上げられる制度をめぐり、事業主が『労災認定は違法だ』として国に不服を申し立てられるようになることが固まった」と報道した。

この通りならば、すでに決定された労災認定が違法だと事業主が不服申立できるようになる、違法とされたら労災決定は取り消されるのか？と、とんでもない事態になる。

検討会の主旨・目的には、「労災保険給付を生活の基盤とする被災労働者等の法的地位の安定性についての十分な配慮を前提として、メリット制の適用を受ける事業主

が労働保険料認定決定に不服を持つ場合の対応を検討することとする。」とあった。

つまり、労災認定された被災者が補償を受けられる状態を保ちつつ、メリット制適用事業主の労働保険料に対する不服にも対応するということだ。最悪の事態である労災支給決定の取り消しはないということだが、とても安心はできない。

過労死や精神疾患の労災認定では、事業主が労働災害とは認めずに、労災認定を不当として訴訟を起こすケースが何件もあり、厚生労働省は、労災認定された事案が訴訟で裁判所に否定される事態を避けるため、行政手続上の不服申立を事業主に認めようとしている。しかし、どう考えてもただのその場しのぎにしか思えない。悪質な事業主は不服申立ができたとしても、労災を認めずに被災者に対してスラップ訴訟を起こす可能性は高いし、同時に不服申立という新たな手段もよろこんで使うだろう。

被災者にとっては、何ら安心できる保障はないのである。

そこで、全国労働安全衛生センター連絡会議（以下、全国安全センター）として、すぐに以下の緊急声明を公表、厚生労働省にも提出した。

2022年10月31日

労災保険制度における事業主不服申し立て制度の導入に反対する緊急声明

厚生労働大臣 加藤 勝信様
「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」委員各位

全国労働安全衛生センター連絡会議
議長 平野 敏夫

私たち全国労働安全衛生センター連絡会議は、労働者の立場に立って、長年にわたり労働災害や職業病に関する相談・支援にあたってきた団体や個人の全国ネットワークです。

本年10月26日、厚生労働省の「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」が開催されました。その席上、労働保険料認定決定に対する審査請求等において、事業主が労災保険支給決定の支給要件該当性を争うことができるようにする案が示されました。この案は検討会において大筋で認められ、早ければ年内にも通達を出し、運用を改める

と報じられています。

労災保険制度では、「事業主の保険料負担の公平性の確保や災害防止努力の促進を図る」ためとして、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で労災保険率または労災保険料額を増減させる「メリット制」が設けられています。上記の案は、直接的には、支給要件に該当しない（と事業主が主張する）労災保険給付をメリット制適用の収支率計算から除外させることによって、結果的に労災保険料を引き下げさせる道を事業主に与えるものです。

しかし、これは他方で、すでに支給された労災保険給付（労災認定）について、あとから実は支給要件に該当するものではなかったと認めさせることによって、労災認定に対する不服申し立てを事業主に事実上または間接的に認めるものと言わざるを得ません。労働保険料認定決定に対する審査請求等で支給要件に該当しない労災保険給付だと判断されても、労災保険給付支給決定は取り消さないとされたとしても、労災被災者が現実に被る悪影響はきわめて大きく、また、労災被災者の救済という労災保険制度の根本に反するものと考えられます。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、厚生労働省に対して、このような重大な改悪案を提案したことに強く抗議し、ただちに撤回するよう強く求めるものです。

以下、具体的に今回の提案の問題点を指摘します。

1、今回の提案は、事業主に労災認定を否

定する新たな根拠を与え、被災労働者の安心安全な療養と生活、そして権利を、根本から破壊するものである。

厚生労働省が検討会に提出した「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する論点」という資料(以下、論点資料)によると、事業主が労災保険料認定決定に不服を申し立てる際に、労災保険支給決定(労災認定決定)における支給要件該当性(つまり認定要件を満たしているかどうか)を争えるようにするという、解釈の変更が提案されている。

論点資料では、労災被災者への保険給付や法的安定性には影響を及ぼさないとしている。しかし、そのような主張は、職場における事業主と被災労働者との不均衡な力関係をまったく無視した机上の空論である。

現状でも、労災申請への協力を公然と拒んだり、労災申請した労働者に嫌がらせを行ったり、労災休業中の労働者に対して労災を否定して退職を迫る事業主などが後を絶たない。そのために、労災申請を断念したり、職場復帰を断念して退職する労働者も多いのである。

もし、事業主による労災保険支給決定の要件該当性に関する不服が認められた場合、その不服申し立てが、労働保険料のメリット制に関する部分だけだという話は、労働現場では事実上何の意味も持たない。事業主は、その決定を根拠にして、「この労災認定は、実際には支給要件に該当しない」と、社会や被災労働者に対して労災認定そのものを全否定する主張を公然と行う

だろう。要するに、労災被災者に対する事業主の圧力や攻撃の武器を国が公的に与えることになり、労災認定されても被災労働者が安心して療養できる状況ではなくなってしまう。

例えば、脳・心臓疾患や精神障害の被災労働者のことを少し想像してみしてほしい。長時間労働やセクハラ・パワハラで倒れた労働者やその家族は、現在でもきわめて高い労災認定のハードルの中で、数か月におよぶ労災認定手続きに耐えなければならない。その困難さに加えて、労災認定を得られた後も、事業主が労災認定を認めず、労働保険料に関する手続きの中で労災認定の内容そのものをさらに争ってくることになる。もはや、被災労働者は絶望するしかないではないか。

被災労働者の職場復帰や再発防止対策・職場改善等についても、今回の提案が通れば、事業主が「この労災は支給要件に該当しない」として争い続け、協力を拒む危険が増大する可能性がある。また、労災保険給付は法律による最低限の補償であることから、被災労働者はより完全な損害賠償を求めて事業主との直接交渉や民事訴訟を行うことができるが、それらに対して悪影響をもたらすことも確実である。

そもそも、労災保険制度が、事業主の不服申し立てにより事実上認定内容を否定できる制度となってしまうと、労働者がますます不安に感じ、労災申請そのものをためらう空気が強まることになる。今でも、事業主の反発や攻撃を恐れ、労災申請をためらう労働者も少なくない。今回の改悪

は、そうした空気をさらに助長することになり、労災申請に関する労働者の権利行使をより一層困難にする効果をもたらす。

このように、今回の提案は、たんに労働保険料の決定に関する不服にとどまらない深刻な悪影響を全国の労働現場にもたらすものであり、被災労働者の安全安心な療養と生活、そして、被災労働者の権利を、完全に破壊するものと言わざるを得ない。被災労働者の公正かつ迅速な救済という労災保険制度の目的そのものを根本から破壊するものである。

2、全国の労働基準監督署での労災調査についても、深刻な悪影響を与える。

今回の改悪が行われると、全国の労働基準監督署で労災認定の調査にあたる調査官に対しても、深刻な悪影響を与えることが懸念される。すなわち、調査官が、事業主による不服申し立てや、それによって労災認定（支給要件該当性）を後から否定されることを懸念して委縮し、より事業主の主張に沿った対応や検討に流れる危険が高まる。

現状においても、労働基準監督署の調査官が、事業主の主張を丸のみして不支給決定を行う不当な事案が後を絶たない。とくに、被災労働者と事業主の主張が対立して、事業主が労災を否定し調査にも非協力的な事案では、労働基準監督署は事業主の主張に引きずられる傾向が強く、労災認定が困難になっている。例えば、脳心臓疾患や精神障害などの事案では、労働時間やセクハラ・パワハラの認定をめぐる被災労働者

と事業主の主張が対立しやすい（要するに事業主が現場の実態を否認することが多い）こともあって、そうした問題が後を絶たない。

今回の改悪で、そのような労働基準監督署の姿勢がさらに悪化し、事業主の主張を付度した判断がより強まることが懸念される。

なお、この懸念は、労災保険審査官及び労働保険審査会についても同様である。

3、このような制度の重大な変更について、手続きがあまりに拙速であり、検討過程に重大な瑕疵がある。

今回の検討会では、検討資料として裁判例などが複数提示されている。その中にある「一般社団法人Y財団事件」という判例は、判決日や内容などから「あんしん財団事件」であると思われる。

この「あんしん財団事件」は、事務職から営業職に職種を変更され、遠隔地への異動命令や過大なノルマから精神障害に罹患した2人の女性労働者の労災認定について、事業主が「虚偽にもとづく労災認定だ」などと主張して労災認定（保険給付支給処分）の取り消しを請求した事件である。

2022年4月15日に示された東京地裁判決は、事業主は労災保険給付支給決定の取り消しを求める法律上の利益がない（訴えを起こす資格がない）と断じた。しかし、他方で、労働保険料の認定処分に対する取消訴訟において、労働保険料の算出において考慮される労災保険支給処分について、同処分が取り消されていない場合であって

も、その違法性（業務起因性を欠くこと）を取消事由として主張することが許される余地があるとも示唆した。これが、今回の検討の直接のきっかけのひとつになったものと考えられる。

あんしん財団側は、東京高裁に控訴して争いを続け、いまま謝罪するどころか、労災認定自体を認めていない。それどころか、労働基準法第19条第1項で明確に禁じられている、療養中の労災被災者を解雇するという暴挙にまで及んでいる。

労災保険のメリット制は本来、事業主に労働災害防止対策をより一層促すためのインセンティブ措置である。労災認定を認めず、被災労働者に謝罪をするどころか労働基準法違反の解雇まで行い、再発防止対策も職場改善も行おうとしない事業主に、労働保険料のメリット制の恩恵を受ける資格はない。そのような事業主による被災労働者に対する不当な対応やメリット制の悪用などを抑える対策こそが求められているのである。

労働保険料認定決定の審査請求等において、事業主がすでに支給された労災保険給付の支給要件該当性を主張できるようにするという事は、逆にメリット制を悪用した審査請求や裁判を増長させるだけでなく、事実上ないし間接的に、労災認定に対する事業主の不服申し立てを認めることにほかならないと言わざるを得ない。

歴史的には、1973年11月に関西経営者協会が「労働災害補償保険制度の改正に関する要望」のなかで使用者が労災認定に対して不服申立てができるものとするこ

とを求め、また、1984年12月13日に日本経営者連盟が「労災保険法改正に対する要望」の冒頭に「使用者の不服申立制度の創設」を求めたことがあった。

当時、この要求について、労災保険法改正の課題として正式に提起され、当時の労災保険審議会での議論等もなされた。そうした議論の上で、労災保険給付支給決定がなされた場合、事業主は、①労災保険給付支給決定に関する争いの当事者となる資格はなく、また、②労働保険料認定決定の適否を争う際に、労災保険給付支給決定の要件該当性に関する主張もできない、という「現状」（検討会の論点）があるわけである。

にもかかわらず、この改悪は、突然開催された厚生労働省の「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」の、たった一回の審議で大枠が了承され、実施に移されるという。

労災問題に関する被災労働者、労働組合、労働団体などの意見を聞くこともなく、十分な検討の時間も取らないまま、このような重大な制度変更を行うことが許されるのか。しかも、検討会の委員は、ほぼ全員が法学者であり、今回の制度変更がもたらす労働現場での多面的な悪影響を適切に検討できる構成ではない。

今回の検討会に関しては、事業主に著しく偏った不公正な資料の採用と検討、運営が行われていると言わざるを得ない。

以上の通り、全国労働安全衛生センター連絡会議は、今回の改悪に強く反対すると

ともに、厚生労働省に対し、ただちにこの提案を撤回するよう重ねて求めるものである。

(参考)

※労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00018.html

※あんしん財団のパワハラ不当配転事件

<https://ameblo.jp/anshin-mu/entry-12763221431.html>

以上

緊急声明を提出した後、厚労省労働基準局労災管理課より「この件について説明し、ご意見をうかがいたい」と全国安全センターに連絡があり、11月18日に厚労省の職員が事務所を訪問し、こちらの意見を聞いた。全国安全センターからは、①労災認定を取り消さないのだからよいだろうではすまない、労災被災者・家族、裁判、労使関係や労災調査などへの悪影響が検討されていないことを批判し、②労災認定に対



記者会見する天野氏、中島氏、古谷氏、川本氏（左から）

する事業主の不服申立を認める判決を回避できる保障はまったくなく、かえって一部の悪質な弁護士・事業主による訴訟を誘発すると指摘し、③検討会も通達の発出もやめるよう要望するとともに、④より根本的な対応としてメリット制を廃止するべきであることを伝えた。

また、11月30日には阿部知子衆議院議員の協力で、厚生労働省と意見交換会を行い、全国安全センター関係者の他に、被災労働者やその家族、労働組合、メディア関係者が参加した。

その後、12月7日に検討会の2回目が開催され、報告書案が出され、13日には確定した報告書が公表された。制度の法律的な検討のみで、被災労働者や反対する団体の聞き取りなどの実態調査は、検討会においてはまったくなされなかった。

検討会報告書が第106回労働政策審議会の議題となった12月16日、会議が開催された虎ノ門のビルの前で、抗議行動を行った。およそ1時間にわたり、横断幕やプラカードを掲げて抗議のアピールを行い、通行人に抗議ビラを配った。

労働政策審議会では、使用者側委員が事業主側が争えるようになることは望ましい、と述べたが、労働者側は決して賛同しておらず、慎重に検討すべき、メリット制について労災低減の効果が本当にあるのか、メリット制の存廃自体を含めて検討すべきなどと意見が出された。しかしながら、その後メディアは不服申立制度導入と報道した。

また午後は厚生労働省記者クラブにて、

記者会見を行った。会見には全国安全センター古谷杉郎氏、東京労働安全衛生センター天野理氏、神奈川労災職業病センター川本浩之氏、全国一般労働組合東京南部の中島由美子氏、東京管理職ユニオンあんしん財団支部委員長と横浜シティユニオン組合員で労災被災者のT氏（オンライン参加）、当センターから田島陽子（筆者）が出席した。

今回の不服申立制度で、使用者側が労災認定に対する訴訟を起こさなくなるという保障はまったくなく、決して労災と認めない会社側の行った数々の不当な行為について話した。被災者のT氏は、看護師として働く職場で新型コロナウイルスに感染して休業したにもかかわらず、病院は労災の事業主証明を拒否し、コロナ後遺症に苦しみ

ながらなんとか労組にたどり着いて、労災請求し、認定されるまで9か月間何の補償もなく苦しい生活を送ったことを話した。コロナ労災については、メリット制の対象ではなく、労災認定されても保険料が上がることはない。この事例でもわかるように、メリット制のみが理由ではなく、決して労災を認めず、被災労働者を排除しようとする事業主は存在する。

厚労省は、労働政策審議会を経て、不服申立制度を通達として発出する気のようにだが、最後まであきらめず、発出を阻止したい。

またメリット制についても、引き続き問題提起し、今回の申立制度の問題を機に、廃止に向けて取り組みを進める。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】関西労働者安全センター
TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229
mail to:info@koshc.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

（付）聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

なぜ進まない農作業の労災事故対策

死亡 270 人 / 年なのに安全衛生置き去り

ほんとうは農作業中の労災死亡が一番多い

図1の左の円グラフをみてほしい。厚生労働省が公表した2020年（令和2年）の労働災害による死亡者数802人の業種ごとの内訳を示したものだ。業種の分け方は、現在進められている第13次労働災害防止計画で重点とされた業種ごとに分けられ、林業、製造業、建設業、陸上貨物運送業、第三次産業、そしてその他となっている。

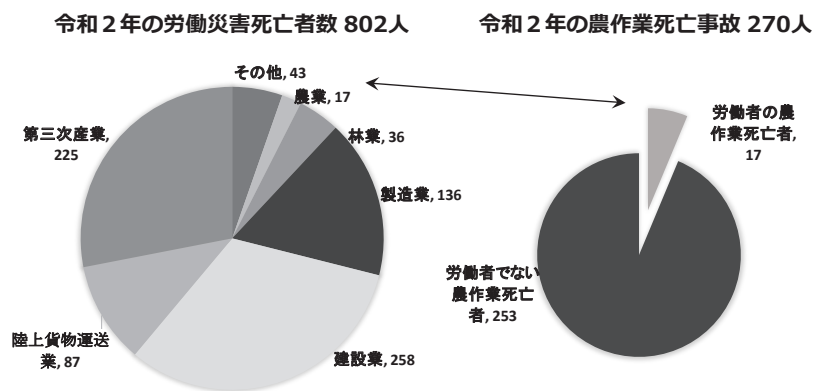
本稿でテーマにしたいのは、農業従事者の作業中の災害だ。厚労省のデータの「その他」は60人となっているが、その内訳の「農業」を調べると17人となっていた

ので、これを単独でグラフに追加して、「その他」は43人とした。ちなみに林業は就業人口がわずか5万人程度なのに死亡者数は36人とその多さが際立っており、政府の労働災害防止計画で重点業種として指定されているためもともと単独で表示されている。

ところでこの厚生労働省の死亡災害件数の数字はどこから出てくるのだろうか。厚生労働省は死亡災害の集計について次のように説明している。

「労働者死傷病報告等を契機として、所轄労働基準監督署が調査により死亡労働災害を把握した際に作成する『死亡災害報告』により集計したもの。」

図1



死傷病報告の対象となるのは、労働安全衛生法で保護の対象とされている「労働者」なので、「事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」(労働基準法第9条)が業務上死亡した

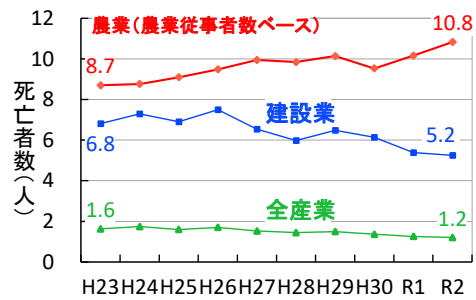


人数ということになる。それが農業については17人だったということだ。

ところで、農作業による死亡については、もう一つの集計が公表されている。農林水産省が公表している「農作業死亡事故調査」の数字だ。この統計で最も新しいのが2020年(令和2年)で、こちらの方はなんと270人となっている。この数字はどうやって出てきたかという、人口動態調査で収集された死亡小票の情報をもとに集計したものだという。つまり、労働者としてだけではなく、自営農家としての農作業従事者など、すべての農作業死亡事故の件数ということだ。

270人ということは、労働災害防止対策で重点業種とされる災害多発業種である建設業の258人を上回っている。就業している人数を調べると、建設業の就業者数はここ10年ほどは500万人前後で推移している(「労働力調査」による)。一方、農業就業人口はというと近年減少し続けていて、200万人を下回って久しく、2020年になると第1種兼業農家を含めても150万人程度となっている。(図2参照)つまり、労働者であるなしに関わらず就業人口あた

図3 農業従事者10万人当たり死亡者数の推移



死亡者数 農業:農作業死亡事故調査(農水省)
 他産業:死亡災害報告(厚労省)
 従業者数(農業):農林業センサス、農業構造動態調査(農水省)
 就業者数(他産業):労働力調査(総務省)
 (注)産業の従業者数10万人当たり死亡者数の算出に使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から新たに農業従事者数を使用して算出。

りの死亡者数は、断然、農業のほうが多いということになる。このことをグラフで示したものが図3(農水省作成)である。農業従事者についてどの数字をとるかで数字は変わるが、ダントツで多いのは間違いがない。

労働者は労働安全衛生法で守られるが

こんなに農作業死亡事故が多いのに、テレビや新聞で社会問題として扱われたためしがないのはなぜだろうか。まずは、なんといっても農作業従事者の多くは労働安全衛生法が適用される労働者でないということである。労働安全衛生法は、労働基準法と相まって「労働者」を守るため、「事業者」を規制する。だから規制が遵守されなかったら事業者の責任が問われ、規制に問題があれば、行政や立法が問われることとなる。

労働基準監督署が全国もれなく常設され、労働基準監督官が職権で取り締まりにあたり、折にふれ安全衛生対策の啓蒙活動が行われている。労働者の権利は法令によ

り守られているのだから、もし棄損され損害が生じたらしかるべく事業者や取り締まる権限を持った当局を追及することができる。

これに対して自営で農業に従事する農作業者は、あくまで自己責任だ。トラクターに乗るときにヘルメットを着用し、シートベルトをし、安全フレームを立てる。労働者なら当り前で最低限の「事業者が講ずべき措置」が義務とはならない。

結果として事故が起きて作業者が死亡したとき、明確な加害者がいない限り、自己責任としか言いようがない。原因を追究して再発防止につなげるなどの作業はまず行われない。

少し前まで、労働者が働いている職場で一人親方や下請けの事業主など、労働者ではない人が働いていても、労働安全衛生法による災害防止措置の義務はないとされた。つまり労働安全衛生法はあくまで「労働者」の保護のためのもので、一緒に働いていても適用されないという解釈がされてきたからだ。しかし昨年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決は、労働安全衛生法第22条の「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」という条文は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断を示した。

この判決により厚労省は、これまでの解釈を改め、労働安全衛生法第22条に基づいて定められている11の省令について、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても

労働者と同じ措置をとる義務を負うものと改正した。施行は来年2023年4月1日とされている。

今回の改正は、第22条で定めた危険有害な作業に限っての改正であり、たとえば第20条の機械等による危険を防止するための措置など他の措置義務は中長期的な検討課題として見送った。それでもこれまでの労働者だけを特別扱いした義務からは大きく進むこととなった。「安衛法が人体に対する危険がある作業場で働く者であって労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い」（令和3.5.17最高裁判決）という判断はまったく市井の常識といえるだろう。少なくとも労働者が働く労働安全衛生法が適用される場所では、「労働者ではない者」も規制の対象となる道が開かれたわけだ。（図4参照）

しかしである。労働者が一緒に働いているわけではない職場は、誰も措置を講じる義務はない。自己責任という言葉以外はなく、あとは「気をつけて」という言葉が周りから掛けられるぐらいのことだ。たとえば刈払機を使って草刈りをするとき、労働者ならまる1日6時間の安全衛生教育の実施を厚生労働省は事業者に勧奨している。どれだけの自営の農業従事者が、この安全衛生教育を受けるかまたは同等の知識を習得したうえで作業を行っているだろうか。それでも誰からも問題視されることはないのである。

図4 労働安全衛生法に基づく省令改正で、**作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人**に対しても、**労働者と同等の保護** 2023.4.1施行

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

データさえ存在しない 農業従事者の労働災害発生状況

労働安全衛生法は、労働基準監督署長が事業者や労働者などに「必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる」（第100条）となっていて、労働災害が起きたとき事業者は「労働者死傷病報告」を労働基準監督署長に提出する義務がある。届け出られた報告をもとに個別の対応があったり、集計されたデータをもとに、労働災害を防止するための諸施策が検討され、ときには省令や法律の改正につながったりする。

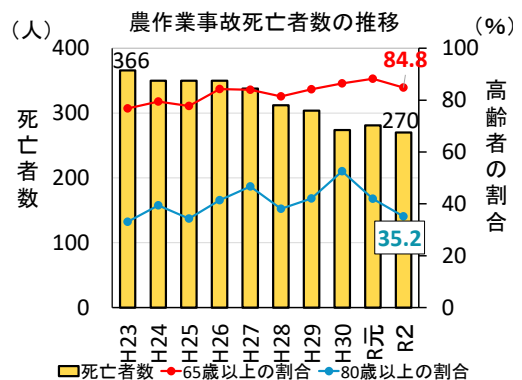
しかし農作業による災害は、ほとんどの場合に報告の対象とはならない。報告義務があるのは、その作業者が労働者であった

場合だけだ。

それでも農作業事故の多発状況が厳然としてあることから、集計が可能であった死亡件数について、毎年農水省がホームページに掲載しているのが、最初の270人の死亡という数字だ。

この貴重な情報の経年変化を示したものが図5だ。ここ10年、農作業事故死亡者

図5 農作業死亡事故調査（農水省）



は300人超からやや減少傾向になっていて、2020年が270人となる。ただ、前に述べたように、農業就業者数自体が減っているのだから、これは決して事故が減少したとはいえない。

問題はこの死亡者数の年齢構成だ。2020年の270人のうち、229人が65歳以上、84.8%を占めている。普通の労働災害統計ではまずあり得ない分類の80歳以上は、なんと95人、35.2%となっている。この傾向は続いていて、65歳以上は80%台をずっとキープしている。80歳以上の割合も3割以上で推移し、274人の死亡だった2018年など、144人と半分を超えている。

どんな農業従事者が被災しているか

いくら高齢者の就業機会の確保が話題になる昨今でも、労災死亡の大半を高齢者が占める業種とはいったいどういうことだろうか。高齢者が多いことについて、これ以上の分析はやりようがない。なぜなら死亡者の属性について、細かい情報が得られないからだ。たとえば作った農産物を販売し、それだけで生計を立てている専業農家の従事者はどれぐらいいるのか、普段は会社に勤めていて、土日などに集中して作業をする兼業農家の従事者はどうかというようなことは情報がなくて分析がしようがない。

ただ高齢者が多いということから推測できることはある。65歳ぐらいまでのいわゆる現役時代を雇用労働者として過ごし、

定年退職後に本格的に農業に時間を割くようになった農業従事者や、一部の時間を農作業で過ごすようになった農業従事者が相当数いることだ。現役世代のようにフルタイムで働く農業従事者が死亡事故の多くを占めているわけではなさそうだ。

それでは死亡事故はどんな事故だったのだろうか。こちらの方は人口動態調査の死亡小票等からの情報で、農水省が分析を行っている。要因別の死亡災害発生状況（令和2年）は図6（次ページ）のとおりだ。

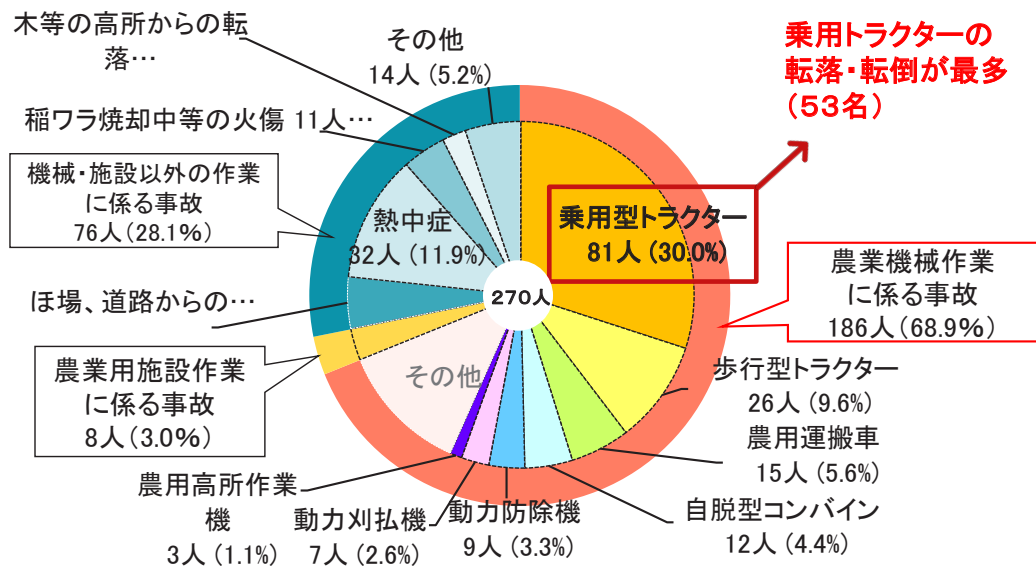
農業機械作業によるものが186人で全体の3分の2を占め、なかでも乗用型トラクターによるものが81人で3割を占める。ついで多いのが歩行型トラクター（いわゆる耕運機）で26人などとなっている。乗用トラクターによる災害の原因別分類では、転倒・転落が53人と、これだけで65%を占めている。

乗用トラクターは車輪が4輪で、普通の自動車と安定性は変わらないようにみえる。しかし、ただの移動や運搬が目的ではなく、不整地を走行し、ロータリーを回して耕うん作業などをするわけで、その挙動の特性から転倒の危険は大きい。加えて乗用車などが通ることはない作業道等の農業インフラの不備も要因としてあげられる。

転倒・転落対策として高い効果があるのは、座席を丈夫なキャビンやそこまでいなくても安全フレームを立て、シートベルトを着用することだ。しかし、乗用車がシートベルトの装着や着用が法令で義務付けられているのに対し、トラクターにはそんな

図6 要因別の死亡事故発生状況（令和2年）

出典：農林水産省HP



規制はない。最近になって、農水省と農業機械メーカーの取り組みで、すべての機種にフレームとシートベルトの装着が進められているが、そもそも自営農業者のトラクターの耐用年数は非常に長く、すべてのトラクターに装着という状況にはほど遠いのが現状だ。

かくして安全フレームを倒したまま作業をしたり、シートベルトに至っては滅多に着用している作業者をみかけないなどということになるのだ。

農作業事故が減らないわけ

法令による規制がないために、機械の側の安全装置の充実が阻害され、なにより作業者自身の側に安全対策上の行動が任され、結果は自業自得としかならない。農作

業の安全対策の常識は未確立なままで、たとえば普通の産業では常識にさえなっている5SやKYTの取り組みなどは無縁とさえいえる。結局、ケガをしても不注意だけを原因と考えるしまう。

農作業安全総合推進協議会が昨年作成した「農作業安全指導マニュアル」(<https://nitinoki.or.jp/bloc3/karte/r3anzen.pdf>)では、法律や制度以外の「農作業事故が減らない理由—多くの農業者に見られる傾向」として次のような行動・思考パターンをあげている。

- 田畑の端のギリギリまで機械で作業する
- 田畑に隙間が少しでもあれば余った種や苗を植える
- 暗くなっても「あと少し」と頑張ってしまう

- 作業や作物の生育状況等が近所より遅れることを強く気にする
- 「農業機械に安全性を求めると不細工なカバーが付いて使いづらくなり、値段が高くなる」と思っている
- 作業中にケガをすると自分の不注意だけを責める
- 高齢になるほど、家族の制止を聞かなくなりがち
- 事故調査は「他人の不幸に首を突っ込む」いけないこと
- 事故を起こすと自分の不注意だけを責め、黙り込んでしまう

農作業に従事する人なら身に覚えのある項目がいくつもあるのではなからうか。ある県の職員が事故の聞き取り調査を行った際、近所の農業者に「人様の不幸に首を突っ込むものじゃない」と叱られてしまったというエピソードも紹介されている。

高齢の作業者が可愛いお孫さんが喜ぶからとトラクターと一緒に乗せて作業をする、田植機が田から出るときに前輪が浮かないようにボンネットに補助者がしがみつくと、火が付いたタバコを加えながらガソリンを給油する…。とんでもない生命に関わる危険作業が何の悪気もなく自己責任で行われてしまう。ヘルメット、安全靴などの保護具の着用は、ほとんど進まない。農業における作業員自身の安全意識は、全産業のなかで最低であることは間違いがない。

労災保険の特別加入はうまく機能しているか

労災保険の制度は労働者を適用事業としているが、労働者以外であっても特別加入の制度を設けることにより、保護の対象を広げている。もちろん農業従事者についてもこの制度の適用がある。

まず、自営の農業で労働者を使用しているなら、普通の事業場と同じく、労働者は当然適用となり、事業主やその家族従事者は「中小事業主等」として加入することができる（労災保険法第33条第1号、第2号）。

労働者を雇用せず、自分と家族従事者だけで経営する農家の場合は、「特定作業従事者」として加入することができる（労災保険法第33条第5号）

この農業の特定作業従事者としての加入には2種類ある。一つは「特定農作業従事者」で、要件は次のとおりだ。

自営農業者（兼業農家を含む）で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事しているもの。

- ①トラクター等の農業機械を使用する作業
- ②2メートル以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ④農薬の散布作業
- ⑤牛・馬・豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

もう一つは「指定農業機械作業従事者」で、要件は次のとおり。

農業者（家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行うもの。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機 ・動力草刈機
 - ・動力カッター ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機 ・動力剪定機
 - ・動力剪枝機 ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機 ・コンベヤー
- ⑧ 無人航空機
(農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)

特定農作業従事者は販売額が 300 万円以上または経営耕地面積 2 ヘクタール以上なので、専業か兼業であっても相当な労働時間を投入するであろう本格的な農家が対象といえるだろう。これに対して指定農業機械作業従事者は、規模の条件は設定されておらず、機械が網羅されているだけである。2015 年にドローン（無線航空機）が追加されるなど、農業で使用可能性のある機械はほぼそろっている。

労災保険率は、2022 年現在で農業が 13/1000 となっているので、中小事業主としての特別加入はこれが適用され、特定

作業従事者の保険料率は、特定農作業従事者が 9/1000、指定農業機械作業従事者が 3/1000 となっている。たとえば給付基礎日額を 1 万円として加入した場合、特別加入者の年間保険料は 365 万円×保険料率となるので、中小事業主としての加入なら 47,450 円、特定作業従事者は 32,850 円、指定農業機械作業従事者は 10,950 円ということになる。

もし兼業で農業を自営していて、日常は他の産業の労働者として勤務し、合間に農業機械を操作するという従事者なら、一昨年 9 月からは複数事業労働者給付の制度が施行されているので、指定農業機械作業従事者として最低額の 3,500 円で加入手続きをとっておくという選択肢もあり得ることとなる。この場合、年間保険料は 3,832 円ということになる。もちろん、特定作業従事者の特別加入は、特別加入団体を通しての加入なので、保険料に事務手数料等がプラスされることとなるが、かなり現実的な労災保険の適用ということにならないだろうか。

農業に従事し、労災保険特別加入をしている人はどれぐらいいるだろう。厚生労働省のホームページに掲載されているデータによると、2020 年度末現在で、中小事業主等としての加入者は 14,725 人、特定農作業従事者は 65,556 人、指定農業機械作業従事者は 29,934 人となっている。農業従事者の全数から考えると、わずかな加入者数といえるのではないだろうか。

二つの特定作業従事者の特別加入団体はそれぞれ全国に 400 程度あるようだが、

その活動状況は地域格差が激しいようだ。たとえば大阪府は、ひとつも団体が設立されていない。また、複数事業労働者給付との関連などにより、制度活用がしやすくなっている状況は、現在のところまったく活かされていないといえる。

特別加入団体自体の設立はされているわけだから、具体的な加入のシミュレーションを示すなど、現実の農作業従事者に見合った加入を促進するツールを提供するなどの取り組みが進められるべきだろう。また、最低限都道府県全体をカバーする団体を計画的に配置するなどの努力が行われたら状況は変わるかもしれない。

農業労働災害を防止するために必要なこと

農業における労働災害を防止するために必要なこと、不可欠なのにできていないことは色々ある。まず何とんでも農作業による労働災害のデータを集めて現実を顕在化させることだ。農林水産省や外郭団体である農研機構（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）では、農作業

死亡事故以外に、傷害共済加入者で農業機械による事故で給付を受けた者についての調査、農業機械メーカー等から提供された事故情報を取りまとめるなどを行い、ホームページ上でその結果を公表している。

しかし労働安全衛生法の労働者死傷病報告のような義務付けによるデータのように、全体像を把握できるような情報集積は不可能な状況だ。全国津々浦々にある農業団体の営農部門で、情報が吸い上げられるシステムを作れないかなど、もっとバリエーションを増やした対策があってもよい。

万が一の補償制度を労災保険の特別加入制度を活用することによって、本格的な農業従事者だけではなく、自給的農家といわれるかつての第2種兼業農家にも普通に浸透させるような取り組みができないだろうか。そうすれば補償制度とともに労働災害防止の努力もセットで進めることができる。

農作業死亡災害を減らし、本当の労働災害死亡者数削減へ、可能な取り組みを進めよう。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！
お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

建設アスベスト訴訟の現在

建設アスベスト訴訟の現在

建設アスベスト訴訟は、国との裁判上の和解や建設アスベスト給付金制度の利用により、国を相手とした解決が進む一方で、最高裁判決後も対決姿勢を続けている企業（建材メーカー）に対する闘いが続いている。

建設アスベスト訴訟全国弁護団による対企業訴訟の全国状況は次のとおり（次ページ表「全国のアスベスト訴訟の状況」参照）。

全国、関西の状況

建設アスベスト訴訟は、2008年5月16日東京1陣を皮切りとして、関西では2011年6月3日京都地裁に京都1陣提訴（代理人：京都アスベスト弁護団）、同年7月13日大阪地裁に大阪1陣提訴（同：大阪アスベスト弁護団）など全国で集団訴訟が取り組まれ今日に至っている。

最初の提訴から最初の最高裁判決（2021年5月17日）まで13年を要した闘いは、最高裁判決後の国による裁判によらない救済制度創設の闘いによって今年1月の国の建設アスベスト給付金制度開始と進むなか、闘いの主軸は、最高裁判決を受けてなお和解のテーブルにつくことを拒み続ける建材メーカーとの闘い

というステージとなった。

かつ、これとともに、最高裁判決で救済対象外とされた屋外作業員、解体作業員の救済の実現にむけての闘いが法廷では粘り強く続けてられている。

最高裁判決や給付金制度は大きな成果であるとともに、闘いの通過点ということである。

現在、関西では京都2陣がすでに結審し来年3月23日判決予定、大阪2陣・3陣が12月12日に結審し「来年3月末に判決期日指定」となった。

大阪2陣・3陣（代理人：大阪アスベスト弁護団）結審日に原告を代表して陳述をされた尾上一郎氏と弁護団を代表して陳述された村松昭夫弁護団長の意見陳述書を稿末に紹介する。すべての原告の想いと建設アスベスト訴訟の闘いの現在の焦点を理解するための一助にいただければと思う。

関西1陣（代理人：アスベスト訴訟関西弁護団）は先行訴訟に相当遅れての提訴（2020年12月21日）となったが、これまでに今年12月提訴予定の被害者単位4名を含め13名となり、来年のさらなる提訴に向けて鋭意準備中だ。関西弁護団は香川訴訟（被害者単に3名）も担当している。

全国各弁護団と原告団は建材メーカーの責任追及と救済の幅の拡大を目指して、日夜奮闘を続けている。当センターは今

全国の建設アスベスト 訴訟の状況（対企業）2022年11月25日現在

| 訴訟 | 地裁 | 高裁 | 最高裁 | 差戻審 | 備考 | |
|-----|----------|------------------------|------------------------|------------------------|-------|---|
| 北海道 | 1 陣 | 地裁判決 (2017. 2. 14) | 高裁判決 (2022. 5. 30) | | | |
| | 2 陣 | 地裁判決 (2022. 4. 28) | 高裁審理中 | | | |
| | 3 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| | 4 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 東北 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 東京 | 1 陣 | 地裁判決 (2012. 12. 5) | 高裁判決 (2018. 3. 14) | 最高裁判決 (2021. 5. 17) | 高裁審理中 | |
| | 2 陣 | 地裁判決 (2020. 9. 4) | 高裁審理中 | | | |
| | 3 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| | 4 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 神奈川 | 1 陣 | 地裁判決 (2012. 5. 25) | 高裁判決 (2017. 10. 27) | 最高裁判決 (2021. 5. 17) | 結審 | 2023. 5. 19判決予定 和解勧告 |
| | 2 陣 | 地裁判決 (2017. 10. 24) | 高裁判決 (2020. 8. 28) | 最高裁判決 (2022. 6. 3) | 高裁審理中 | |
| | 3 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| | 4 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 東日本 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 埼玉 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 京都 | 1 陣 | 地裁判決 (2016. 1. 29) | 高裁判決 (2018. 8. 31) | 最高裁判決 (2021. 5. 17) | | 終了 |
| | 2 陣 | 地裁審理中 | | | | 2023. 3. 23判決予定 |
| | 3 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 大阪 | 1 陣 | 地裁判決 (2016. 1. 22) | 高裁判決 (2018. 9. 20) | 最高裁判決 (2021. 5. 17) | | 終了 |
| | 2 陣・ 3 陣 | 地裁審理中 | | | | 2022. 12. 12結審 2022. 3月末判決期日指 定予定 和解1名 |
| | 4 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 関西 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 岡山 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 香川 | 1 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| 九州 | 1 陣 | 地裁判決 (2014. 11. 7) | 高裁判決 (2019. 11. 11) | 不受理決定 (2022. 2. 9) | | 高裁判決確定・ 終了 |
| | 2 陣 | 地裁審理中 | | | | |
| | 3 陣 | 地裁審理中 | | | | |

(建設アスベスト 訴訟全国弁護士提供資料に加筆)

後とも被害者、弁護団とともに建設アスベスト訴訟に微力を捧げる決意である。

現在までに提訴した被害者などの総数は次表の通り。

意見陳述書

2022（令和4）年12月12日

尾上 一郎

1. 原告の尾上一郎です。現在67歳です。私は、大学を卒業してすぐ、株式会社オクジューに就職し、ビル、店舗など、大型建物の内装工事の施工管理をしてきました。

施工管理の一貫で、建材の発注作業も行っていました。まさか自分が発注している内装材に、人を死に追いやる物質が含まれているとは思っていません。

【建設アスベスト訴訟 進行状況・原告数・死亡者数等】(2022年6月現在)

| 訴訟 | 提訴 | 一審 | 控訴審 | 上告審 | 差異審 | 原告数 | 被災者数 | 提訴時死亡被災者数 | 提訴後死亡被災者数 | 死亡者計 | 死亡者の割合(%) |
|-----|-------|------------------------------------|------------------------|----------------------|-------------|------|------|-----------|-----------|------|-----------|
| 北海道 | 1陣 | 2011.4.25 札幌地裁 2017.2.14判決 | 札幌高裁2民 2022.5.30判決 | | | 46 | 23 | 6 | 11 | 17 | 74% |
| | 2陣 | 2015.6.12 札幌地裁3民 2022.4.28判決 | | | | 24 | 17 | 5 | 6 | 11 | 64% |
| | 3陣 | 2020.3.24 札幌地裁5民 | | | | 31 | 22 | 15 | 3 | 18 | 82% |
| | 4陣 | 2021.8.20 札幌地裁3民 | | | | 13 | 13 | 5 | 0 | 5 | 38% |
| 東北 | 1陣 | 2020.8.26 仙台地裁 | | | | 10 | 7 | 4 | 0 | 4 | 57% |
| | 2陣 | 2022.6.7 仙台地裁 | | | | 8 | 6 | 2 | 0 | 2 | 33% |
| 東京 | 1陣 | 2008.5.16 東京地裁 2012.12.5 | 東京高裁10民 2018.3.14判決 | 第一小法廷 2021.5.17判決 | 東京高裁 24民 | 353 | 305 | 137 | 115 | 252 | 83% |
| | 2陣 | 2014.5.15 東京地裁1民 2020.9.4判決 | 東京高裁17民 | | | 121 | 113 | 53 | 27 | 80 | 71% |
| | 3陣 | 2020.3.24 東京地裁31民 | | | | 110 | 102 | 43 | 11 | 54 | 53% |
| | 4陣 | 2022.6.7 東京地裁 | | | | 68 | 55 | 34 | 0 | 34 | 62% |
| 神奈川 | 1陣 | 2008.6.30 横浜地裁 2012.5.25判決 | 東京高裁5民 2017.10.27判決 | 第一小法廷 2021.5.17判決 | 東京高裁 2民 | 92 | 75 | 31 | 31 | 62 | 83% |
| | 2陣 | 2014.5.15 横浜地裁 2017.10.23判決 | 東京高裁20民 2020.8.28判決 | 第二小法廷 2022.6.3判決 | | 57 | 44 | 14 | 15 | 29 | 66% |
| | 3陣 | 2020.3.24 横浜地裁 | | | | 31 | 29 | 11 | 2 | 13 | 45% |
| | 4陣 | 2022.6.7 横浜地裁地裁 | | | | 9 | 7 | 3 | 0 | 3 | 43% |
| 埼玉 | 1陣 | 2020.3.24 さいたま地裁 | | | | 83 | 66 | 40 | 6 | 46 | 70% |
| 東日本 | 1陣/2陣 | 2021.10.15 + 2021.12.22 | 横浜地裁 | | | 28 | 20 | 14 | 0 | 14 | 70% |
| | 3陣 | 2022.6.7 横浜地裁 | | | | 14 | 12 | 6 | 0 | 6 | 50% |
| 京都 | 1陣 | 2011.6.3 京都地裁 2016.1.29 | 大阪高裁4民 2018.8.31 | 第一小法廷 2021.5.17判決 | (終了) | 27 | 25 | 5 | 12 | 17 | 68% |
| | 2陣 | 2017.1.24 京都地裁 | | | | 40 | 30 | 19 | 7 | 26 | 87% |
| | 3陣 | 2022.6.7 京都地裁 | | | | 12 | 9 | 2 | 0 | 2 | 22% |
| 大阪 | 1陣 | 2011.7.13 大阪地裁 2016.1.22 | 大阪高裁3民 2018.9.20 | 第一小法廷 2021.5.17判決 | (終了) | 32 | 19 | 9 | 6 | 15 | 79% |
| | 2陣 | 2016.9.27 大阪地裁16民 | | | | 92 | 56 | 22 | 17 | 39 | 70% |
| | 3陣 | 2021.5.17 大阪地裁16民 | | | | 28 | 21 | 8 | 3 | 11 | 52% |
| | 4陣 | 2022.3.4 大阪地裁19民 | | | | 48 | 28 | 20 | 0 | 20 | 71% |
| 関西 | 1陣 | 2020.12.21 大阪地裁 | | | | 20 | 8 | 5 | 1 | 6 | 75% |
| 岡山 | 1陣 | 2022.6.7 岡山地裁 | | | | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100% |
| 香川 | 1陣 | 2022.6.7 香川地裁 | | | | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 100% |
| 九州 | 1陣 | 2011.10.5 福岡地裁 2014.11.7 | 福岡高裁 2019.11.11 | 第二小法廷 | (終了) | 53 | 28 | 17 | 6 | 23 | 82% |
| | 2陣 | 2018.2.26 福岡地裁 | | | | 59 | 24 | 17 | 3 | 20 | 83% |
| | 3陣 | 2022.6.7 福岡地裁 | | | | 15 | 7 | 4 | 0 | 4 | 57% |
| | | | | | | 1529 | 1173 | 553 | 282 | 835 | 71% |

した。

建設現場では、全ての職人が、将来病気になるとは夢にも思わず、より良い建物をつくろうとの思いで、一日中、埃まみれになって働いていました。

2. 私は、今から5年ほど前、62歳の時に、悪性胸膜中皮腫の診断を受けました。医者からは、「何もしなければ余命6か月くらいです。肉腫型なので手術もできません。」と言われました。奈落の底に突き落とされたようなショックでした。家に帰ってインターネットで調べても、医者が言ったとおりの情報しか出てこず、絶望的な気持ちになりました。妻や娘2人も強いショックを受けていたようでした。何度も家族会議をして、娘らが「少しでも長生きしてほしい。辛いかもしれないけれど治療を受けて欲しい。」と言ってくれました。この言葉に励まされ、家族のためにできる限りのことをしようと決意しました。

中皮腫と診断されてからは、効果が期待できる治療は全て試してきました。抗がん剤治療は、何種類も薬剤を代えました。その度に吐き気や倦怠感などの強い副作用があり、止められるなら治療を止めたいというほど辛い治療でした。

それにも増して強烈だったのは、肝臓に浸潤してきた悪性腫瘍に対するラジオ波治療です。肝臓に針を刺してがん細胞を高熱で破壊するのですが、局所麻酔で行う必要があります、針を刺す度に、これまでに味わったことのない激しい痛みに関絶しました。あまりの痛みにも暴れる私は、

看護師に押さえつけられ、手術室に響き渡るほどの大声でうめき続けました。手術が終わった時には喉がからからになっていました。この手術を3度受けました。

今は、四肢末梢神経炎に苦しんでいます。医者の説明では、オプジーボの副作用とのこと。手足の指にしびれや痛みがあって力が入らず、関節もスムーズに動かさせません。字が思うように書けない、お箸がうまく使えない、ボタンが留めにくい、新聞をめくるとも、飲み物をこぼさず飲むことも一苦勞です。当たり前のようにできていたことができなくなっていくことに、強い不安と虚しさを感じます。

私は元々体を動かすことが大好きで、テニスやゴルフを趣味にしていたのですが、今はこれらの趣味を楽しむことも難しくなりました。

中皮腫の診断を受けた時の勤務先は、オクジューの同僚たちと一から作り上げた会社だったので、思い入れが強く、やりがいもありました。病気にならなければ、若い従業員にノウハウを伝えたりして、70歳くらいで引退しようと思っていました。そのような時間も無く、突然退職を余儀なくされたことが心残りですし、無念でなりません。

この5年間、いつも妻と2人の娘が支えてくれました。感謝の気持ちとともに、絶えず不安な思いをさせていることや、時間を割いて私の看病をしてくれることに申し訳ない思いで一杯です。これまでは仕事ばかりでしたので、引退した後は、

旅行をしたり、家族とゆっくり過ごしたいと考えていました。しかし、病気のせいで思うように体が動かなくなり、出かけることも難しくなっています。今は、ささやかですが、家族4人でご飯を食べに行き、たわいもない話をするのが何よりの幸せです。

3. 私たち被害者から幸せな日常を奪ったのは、国、そして、アスベストの危険性を隠し続けた建材メーカーです。

内装材に含まれるアスベストが危険なものだと知ったのは、2年ほど前に弁護士と話をした時が初めてです。弁護士から聞いても、すぐには信じられない気持ちでした。

というのも、メーカーがノンアスの内装材を販売し始めた頃、内装材に含まれるアスベストは大丈夫なのか、営業担当者に尋ねたことがありました。担当者は、「吹付材の青石綿は危険だが、内装材に含まれているのは白石綿だから体に悪くない。」と説明しました。そのため、私は安心して、その後もアスベストが入った内装材を使用し続けたのです。

その担当者とは親しくしていましたので、裏切られた気持ちで一杯です。アスベストの危険性を分かっているが、虚偽の説明をしてまでアスベスト建材を売り続けたメーカーには強い憤りを感じます。

被害者がこれほどまで多くなったのは、メーカーが、建設作業に関わる人の命を軽視して、自社の利益のために、アスベスト製品を売り続けたからです。メーカ

ーに責任があることは、すでに最高裁が認めています。それなのに、一向に解決に向けて動こうとせず、責任を否定し続けるのはなぜなのでしょう。時間をかけることにどんな意味があるのですか。

メーカーが争い続けているこの瞬間にも、私たち被害者の体は病気にむしばまれていきます。ついこの間、この法廷で証言した原告たちも次々と亡くなっています。皆、次は自分の番かもしれないという死の恐怖や焦りの中で生きています。毎晩、明日の朝目が覚めるだろうかという不安に苛まれます。私たちの体が元に戻ることはありませんが、せめて、生きていたうちに、メーカーから誠意ある謝罪を受けたいです。

建材メーカーには、責任を認め、速やかに謝罪と賠償に応じるよう強く求めます。

裁判所におかれましては、私たちが受けた悲惨な被害を酌んだ公正な判決をお願いいたします。

意見陳述書

(関西建設アスベスト大阪訴訟2陣・3陣の結審にあたって)

原告ら訴訟代理人
弁護士 村松昭夫

意見陳述の最後に、もう一度、建設アスベスト訴訟の到達点と本件訴訟における主要な争点を確認し、そのうえで、裁判所に留意していただきたい点、及び、被告らと裁判所に対する要望を述べさせていただきます。

1. 建設アスベスト訴訟の到達点と残された主要な争点

昨年5月、最高裁は、建材メーカーらの警告表示義務違反と、各被害者ごとに原因者として特定された建材メーカーらが、民法719条1項後段の類推適用によって連帯責任を負うとする判断を示しました。これにより、各高裁判決によって責任が認められていた建材メーカー10社（エーアンドエーマテリアル、神島化学工業、日鉄ケミカル&マテリアル、大建工業、太平洋セメント、ニチアス、日東紡績、バルカー、ノザワ、エム・エム・ケイ）の賠償責任が確定しました。また、今年2月には、九州1陣訴訟において、外装材メーカー（ケイミュ、ノザワ）の責任を認めた福岡高裁判決を是認する最高裁決定も出されました。そして、これら最高裁の判断を前提に、今年4月、5月には、北海道訴訟において2つの判決も出されています。その一方で、6月には、解体作業に対する警告表示義務を否定する最高裁判決も出されました。

以上を踏まえれば、残された主要な争点と今後判決で克服されるべき点は、以下の通りです。

まず、シェアを基にした確率計算によって各社が製造販売した石綿建材の現場到達事実、ひいてはシェア上位企業、主要原因企業を判断するにあたって残された主要な争点は、①競合建材と言われるものをどう見るか、②シェア何%を採用すべきかの2点です。次に、③建材メーカーらの責任期間の始期とばく露期間の

終期はいつか、それとも関連して、④集团的寄与度をどのような枠組みで何割とみるべきかが問題となり、さらに、⑤最高裁判決の射程範囲や作業実態との関係で外装材メーカーの責任の有無と、⑥解体作業に対する警告表示義務の有無も残された争点です。

2. 裁判所に留意していただきたい点

そこで、次に、こうした争点を判断するにあたって裁判所に留意していただきたい点を、2点述べさせていただきます。

一点目は、建設アスベスト訴訟の特徴を踏まえた判断をしていただきたいという点です。本件被害者らが、石綿建材からの粉じんによって、中皮腫などの石綿関連疾患に罹患したことは明白な事実であり、これが本件の出発点です。ところが、被害者らは、長期に亘って多数の建設現場で、多くは自ら建材選定に関与しなななかで多種多様な石綿建材に遭遇しましたが、建材メーカーらが建材に石綿が含まれていることさえ明示しなかったことから、自らの病気の原因となった石綿建材やそれを製造販売した建材メーカーを特定することが、通常の立証方法では極めて困難である、これが本件の最大の特徴であり、建設アスベスト訴訟の10数年は、この困難を克服してきた歴史でもあります。

最高裁が、各石綿建材の種別ごとのシェアを基にした確率計算によって現場到達事実、ひいては責任を負うべき建材メーカーを特定するという原告らの立証手法の正当性を認め、被害者らの具体的な

供述を事実認定の基礎にできると判示したのも、本件のこうした特徴を踏まえたものです。

二つ目に留意していただきたい点は、机上の議論ではなく、建設現場で実際に作業を行なった被害者らの具体的供述や設計図書等を踏まえて、建設現場での石綿使用実態、加工の実態を判断していただきたいという点です。そのことで、天井材における競合建材に関しても、外装材の加工の実態、吹付材の使用実態に関しても、何が真実か、自ずから明らかになります。

3. 司法の役割をいかに発揮した司法

最後に、被告らと裁判所に対しての要望を述べます。

被告らは、石綿建材を製造販売するにあたってその危険性について警告することが強く求められ、それが容易であったにもかかわらず、自らの利潤追求を最優先して、長期に亘って警告義務を怠り、建設現場において大量かつ深刻なアスベスト被害を発生させました。最高裁判決において裁かれたのは、被告らのこうした許しがたい加害の事実です。

ところが、被告らは、最高裁判決後も、依然として自らの利潤追求を最優先して、被害の早期救済を拒み続けています。このことは、被害発生においてばかりか、最高裁判決が出され、それに基づく被害の早期救済が強く求められている現局面においてもなお、生命や健康よりも経済

的利益を最優先する姿勢をを繰り返している、そう言わざるを得ないものです。そして、それは、生命や健康を最上位に位置付ける現行憲法の価値序列から著しく乖離する許しがたい姿勢であり、このことは、被告らがどんな理屈を持ち出しても決して合理化できるものではありません。加害者が、被害者に謝罪しその被害を償う、このことは、被告らが現代社会においてに存在し続け続ける以上、最低限の責務ではないでしょうか。

去る11月22日には、神奈川1陣差戻審の結審にあたって、判決日が来年5月19日に指定されるとともに、本件は和解による解決が望ましいとして和解勧告が行われました。

本件の結審にあっても、原告らは、和解勧告の和解勧告の対象となった被告らが、乗り越えねばならない諸課題はありつつも、裁判所の和解勧告を真摯に受け止め、早期解決を決断し、和解協議に誠実に応じることを強く求めるものです。

また、被告らが今なお被告らが早期解決に後ろ向きである現状においては、司法には、人権救済の最後の砦として、被害者救済、人権擁護の役割をいかに発揮することが強く求められています。

本裁判所が、建設アスベスト訴訟の到達点を踏まえることはもちろん、最高裁判決の不十分点や不当な部分の克服も含めて、被害者の早期の全面救済に資する判決を出されること出されること、このことを原告らの総意として要望して、まとめの意見陳述とさせていただきます。

死ぬまで元気です



Vol.53 右田 孝雄

皆さん、こんにちは。私は相変わらず気持ち元気です。

とは言っても、右脇腹の腫瘍はそのままな感じです。痛みは以前に比べたら緩和されているように思います。でもいつ大きくなるか分からないのが中皮腫なんですよね。

最初、この腫瘍の鈍痛は寝ているときによく出てきたんです。布団で寝ていたのですが、仰向けで寝ると背中に鈍痛が出てきます。そうブログに書いたら、それを読んだ妹が「ベッドに変えたら？」と言ってきました。正直、ベッドに変えるといった選択肢は私の頭の中には全くなかったもので、目からうるここというんでしょうか、すぐにベッドを見に行きました。

「お値段以上〜♪」っていうお店にベッドを見に、初めて行ったのですが、凄い品揃えですね。最初は普通のベッドを買うつもりが、見ていたら電動ベッドもたくさん品揃えがありました。やはり、近い将来、ひょっとしたら、私も介護のお世話になるかもしれませんので、どうせ買うのだったら電動ベッドにしておこうと考えました。店員さんと呼んで、「自宅は階段が狭いの

ですが入りますか？」と聞いたら、「配送員が行って組み立てますので大丈夫です」と言うので買ったんです。ただ配送してくれるのが2週間後だったので、その間、ベッドを部屋に置くのだったら断捨離もして部屋をさっぱりさせようと色んなものを選別して処分しました。でも思い入れのあるものって、それを捨てようかと思ったとき、どうしようか迷いませんか。つい迷って思いにふけて断捨離が進まないんですよ。

断捨離を進めるうちに今度は部屋の襖がくすんでいることに気付いて、業者に頼んで襖の張替えを依頼するのに来ていただきました。そしたら、業者の方が持ってきた見本を見て、部屋の模様替えまで頼んでしまいました。

見積もりが想像以上に格安だったので頼んだのですが、私のイメージと業者のイメージがかけ離れていたことが後に分かり、またその金額で大丈夫な模様替えに変更したんです。そして2週間が経過し、ベッドが到着して搬入するのかと思ったら、「これは一枚物の鉄板が入っているので、搬入できません」と言われたんです。前に書い



のベッドを提案し、諸経費なしで一週間遅れで搬入してくださいました。

ベッドの寝心地はというと、マットレスが柔らかすぎて腰が痛いという難点以外は心地よく寝かせていただいています。

困みにですが、「お値段以上〜♪」というのは、なんとなく分かったような気がし

ていますが、ベッドを購入した際、店員の方は「配送員が組み立てるので大丈夫」と言ったことを店に伝えたところ、全面的に店側が非を認めて、別の組み立て式の同様

ました。

私は電動ベッドで寝ようが、部屋の模様替えで余計な出費をしようが、死ぬまで元気です。

中皮腫とともに生きる

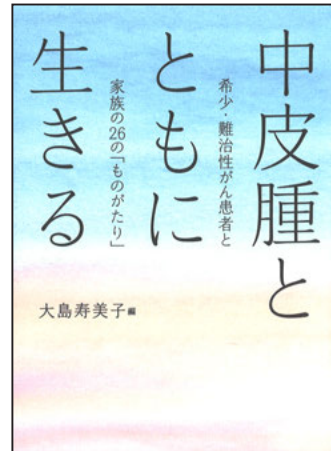
希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」

北里学園大学教授 大島寿美子 編

病によってどう生活が変わり、どんな困難に直面するのか？

2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代。本書は5年生存率が一割という希少・難治性のがんになった人々の体験的知識を伝達する本です。

26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税

韓国からの ニュース

■半導体企業の労災、疾病死亡が事故死の3倍に／5年間で1581件の労災申請

今年5月に発足した尹錫悦政府は、「半導体超大国達成」を目標にしている。与党「国民の力」は「半導体特別法」を重大処理10大法案として推進している。しかし、「最先端」業場という半導体工場で、少なくない労働者が労災で苦しんでいるが、安全問題は後回しにしている。

京郷新聞は国会・環境労働委員会のウ・ウォンシク「共に民主党」議員室と共に、韓国半導体産業協会所属の304企業で、最近5年間(2017年～2022年8月)に発生した労災を全て調べ、労災処理内訳(承認+不承認)を分析した。5年間で、304社の内、132社から1581件の労災が申請され、決定を受けた。類型別に見ると、事故(災害)が1076件(68.1%)で最も多く、続いて疾病が311件(19.7%)、通勤が194件(12.3%)の順だった。

全体の労災決定は事故の方が遙かに多かったが、死亡者数だけを見ると、疾病が事故を上回った。死亡者のうち疾病が70.1%を占め、事故は23.4%に過ぎなかった。

労災被害者を年齢別に見ると、青年層の比率が高かった。「2030」(20代30代)と呼ばれる19～39歳が931人、40～59歳が577人、60～80歳が73人だった。

業種別に見ると、サムソン電子とSKハイニックスが含まれた素子業者の労災処理が493件(31.2%)で最も多かった。

労災が発生して数年が経って承認の可否が

決定されるケースがほとんどで、年度別にも決定状況を整理した。2017年に175件だった半導体事業場の労災決定は、2018年に233件、2019年に279件、2020年に279件、2021年に356件と、増加傾向を示した。

疾病災害の311件を更に詳細に分類すると、311件の内、筋骨格系疾患が106件(34.1%)で最も多く、職業性がん・希少疾患疾病が80件(25.7%)だった。続いて憂鬱障害などの精神疾患(自殺を含む)が49件(15.8%)、脳出血と心筋梗塞などが43件(13.8%)だった。

職業性がん・希少疾患の疾病を再分類してみると、職業性がんが62件で最も多かった。続いて希少疾患14件、皮膚疾患3件、その他1件だった。職業性がんは白血病が18件で最多で、乳がんが16件、肺がんが7件、卵巣がんが6件、脳腫瘍が5件、血液癌(悪性リンパ腫など)が3件となった。

職業性がん・希少疾患の疾病災害者の10人中7人は「2030」の青年だった。高校の時に現場実習として就職し、若い年齢で、がんと希少疾患の診断を受けるケースもあった。30代が半分の40人(50%)で、20代も17人(21.3%)に上った。

がん・希少疾患の内、労災として承認(承認+一部承認)されたのは38件で、半分にも満たなかった。不承認(返戻+承認)は42件だった。死亡災害者では不承認率が高かった。がんと希少疾患などで死亡した被災者の労災処理は、承認が5件、不承認(返戻+不承認)が10件だった。2022年10月3日 京郷新聞 ユ・ソンヒ記者

■兵士死亡の「罪責感」に軍の将校が自死、最高裁「公務上災害」

同じ部隊の兵士の事故による死亡で罪悪感

に苦しみ、極端な選択をした陸軍将校・Aさんの配偶者が、京畿北部報勲支庁に対して提起した報勲補償対象者要件非該当決定処分を取り消し訴訟の上告審で、原告敗訴とした原審を破棄し、事件をソウル高裁に差し戻した。

1999年に少尉に任官されたAさんは、2001年8月頃、歩兵師団の砲隊長として勤務していた当時、部下の兵士が鉄柱の切断作業中に、鉄柱に頭をぶつけて亡くなった。

その時から、Aさんは罪悪感に苦しんだ。その後、他の部隊に移ったが、月最大50時間の超過勤務と職務の変更によるストレスが累積し、翌年7月に統合失調症と診断された。死亡した兵士の声が聴こえるなど、幻聴に苦しんだ。Aさんは薬物の服用で症状は好転したが、2014年頃から再び不眠症と幻聴を訴え、統合失調症と重症のうつ病エピソードなどの診断が下された。軍はAさんの病気を公務傷病と認めた。

2015年に公務傷病で転役したAさんは、2年後に極端な選択をした。報勲審査委員会は、国家有功者と報勲補償対象者に該当しないと決定した。Aさんの妻は2020年7月に訴訟を起こした。一、二審はAさんの妻の請求を棄却した。

しかし、最高裁は原審を覆し、公務上の災害と判断した。Aさんが部下の兵士が死亡した当時、勤務を変えてやれなかったことについての罪悪感、勤務地移動に適應する難しさなど、職務上のストレスだけを訴え、他の要因に関する困難があったという事情が発見されないとした。「死亡した兵士に関する幻聴など、死亡事故による精神的ストレスが(統合失調症診断の)直接的原因」と判示した。

最高裁は「故人は職務上体験した特別な経験にも拘わらず、続いた業務上の負担と緊張が耐え難い外的ストレス要因として作用し、

傷病の発病・悪化に寄与したと判断する余地が多い」と判示した。環境的なストレスを受けられる場合にも、統合失調症が発病する可能性がある」と判断した。2022年10月5日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■安全速度を守ったライダー、1時間当たり6千ウォン少ない

ライダーユニオンは5日に記者会見を行い、最近、29人のライダーが、5日間、ピーク時間帯(午後5～8時)に、交通法規に従って速度制限を遵守した時と、普段通りに運行した時に、収入減がどれくらい生じるかを比較・分析した結果を発表した。最高時速が60キロ以上の組を「一般グループ」に、60キロ未満の組を「安全グループ」に分類した。

安全グループが一般グループに比べて、交通法規を遵守する「信号デー」に、中位の時給減少幅が大きく現れた。一般グループは1万9500ウォンから1万8696ウォンに、804ウォン減少、安全グループは1万7669ウォンから1万5827ウォンに、1842ウォン減少した。ソウルの江南・瑞草区地域で働くライダーA氏の場合、時給が最も高い日と「信号デー」との時給を比較してみると、6791ウォンの差があった。ソウルの麻浦・西大門・恩平区地域で働くB氏も、6374ウォンの差が生じた。

ライダーユニオンは、「ガソリン代・保険料など、収入の20%程度を占める費用を除けば、手にする金額は更に下がる」「ピーク時間でない時は、配達料も少なく仕事も少ないので、ピーク時間の収入減少はライダーには致命的」と説明した。

労組は、交通法規の取り締まりだけに集中するのではなく、交通法規違反をしなければ低賃金に苦しむという構造的な問題も見ると

要があると主張した。2022年10月6日
毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

■労災企業の「厚かましい」不服訴訟、5年間に114件

最近5年間で勤労福祉公団を相手にした療養給付関連の訴訟は3千件余りだ。その中には労災と認められた労働者の「労災承認」を取り消して欲しいという企業の訴訟も少なくない。最近5年間確定した判決(85件)の内、たった3件を除けば全てで敗訴した。

共に民主党のユン・ゴンヨン議員が勤労福祉公団から受け取った「療養給付関連訴訟資」によれば、2017年から今年8月までに公団を相手に提起された訴訟は2952件で96.1%は個人が提起したもので、労災不承認処分や、労災の延長または追加の労災に対する不承認処分を取り消せという訴訟だ。同期間に公共機関や民間企業が提起した訴訟はそれぞれ2件と112件だった。

公共機関や民間企業が提起した訴訟の趣旨は、主に公団の労災承認を取り消せということ。このうち柳成(ユソン)企業が提起した訴訟が6件で最も多い。柳成企業は2014年から、適応障害、重症のうつ病、不安障害といった精神疾患を業務上疾病と認定された労働者6人の判定を取り消して欲しいという訴訟を起こした。柳成企業は労働者の精神疾患が「不法な労組活動または争議行為と関連しているだけで、業務によって発症したわけではない」と主張した。会社の労組弾圧と懲戒に悲観して自ら命を絶った事件が2件発生し、集団精神疾患事態が社会問題になって、雇用労働部が臨時健康診断実施命令を出したが、会社は労災取り消し訴訟を継続した。その結果、6件の訴訟はいずれも柳成企業が敗訴した。柳成企業が最高裁まで引きずった事

件が3件、一審敗訴後に柳成企業が訴訟を取り下げた事件が3件だ。

次に労災取り消し訴訟を多く提起したのは江原ランドの子会社の江原南部住民(株)だ。江原南部住民は、江原ランドのカジノとホテルの清掃・防疫業務を担当しているが、清掃労働者4人の肘管節部分損傷と手首の重心前方腱炎に対する労災承認の取り消し訴訟を4件提起した。裁判所は「江原南部住民での労働者健康相談処理日誌を見れば、手首の痛みと肩の痛みを訴え、相談と処置を受けた清掃労働者が少なくなく、裁判所の診療記録鑑定嘱託医も業務上災害に該当するレベルと判断している」と、公団の判定が正しいと判決した。

ソウル江東区の大衆浴場の事業主は、一週間に70時間、タオルとガウンの洗濯と清掃業務をした労働者が脳出血で倒れて業務上疾病と認められると、取り消し訴訟を起こした。裁判所は「この事業場に登録された労働者は、被災者だけでなくとも事業場に24時間居続けて洗濯と清掃業務全般を行った」として、業務と相当因果関係を認めた。

昌原の空気浄化装置製造業者のD社は、定年退職後に、嘱託職として重量物の組立作業を発病前の3ヶ月間、週当たり60時間以上働いた女性労働者の脳出血の労災認定に従わず、労災取り消し訴訟を起こして、敗訴した。

現代建設もこの5年間に3件の労災取り消し訴訟を起こしたが、敗訴したり、訴訟を取り下げた。

ユン・ゴンヨン議員は「企業が勝訴する比率は3.5%の水準」、「労災認定はそれ自体で容易ではないのに、既に承認された労災認定まで取り消してくれと、会社が訴訟を起こして被災者を苦しめる行動が統計でも確認された」と指摘した。2022年10月11日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■意識を失って交通事故を起こしたタクシー運転手に労災認定

ソウル行政裁判所はタクシー運転手のA氏が勤労福祉公団に起こした療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

タクシー運転手のA氏は、2020年2月、運転中に赤信号で交差点に進入し車輛と衝突、頸椎骨折と心停止などの診断を受けた。

ところが、A氏は事故当時には既に意識がなかった状態であったことがドライブレコーダーの映像などから分かった。その後、A氏は公団に療養給付を申請したが、信号違反による「犯罪行為」に該当するという理由で拒否された。A氏は昨年9月に訴訟を起こした。A氏側は、「24時間の隔日制の勤務で疲労が累積した状態で、眠気や持病である不安狭心症の発作などで、既に意識のない状態だった」と主張した。裁判所は「事故の原因が『犯罪行為』であるということが証明されたとは言えない」とし、「むしろ、タクシー運転手としてA氏が行っていた業務に内在したり、通常伴う危険の範囲内にあると見るのが妥当だ」と判示した。公団は追加して、道路交通法が定めた「過労時の運転禁止義務」に違反していると主張した。重過失以上の注意義務違反に該当するということだ。しかし裁判所は「公団の主張は、処分根拠とした当初の事由（信号違反）と基本的な事実関係が同一だとは見られず、処分理由として追加することもできない」と指摘した。

それと共に「A氏が過労による居眠り運転をして事故が起きたとしても、タクシー運転手として24時間の隔日制勤務をし、就寝時間の不規則、睡眠不足、生活リズムと生体リズムの混乱などで、疲労が相当累積したと見られる。」「勤労者が業務を遂行のための運転の過程で、通常伴う危険の範囲内にあると見

る余地が大きい」と強調した。公団が犯罪行為を証明できなかった、という趣旨と解釈される。2022年11月2日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■あの時、重大災害処罰法さえきちんと作っておけば

梨泰院惨事に国の責任を問う声が強い。10万人が集まる状況であることを予見していたにも拘わらず、当日の29日、現場に配置された警察官は137人で、この内、秩序維持のための勤務者は58人に過ぎなかった。惨事が起こる前から、圧死の憂慮を伝える112通報（日本の110番）が11件あったという事実が明らかになり、世論はさらに悪化した。警察庁長官とソウル市長、行政安全部長官と龍山区庁長が世論に押される形で謝罪した。

世越号惨事、加湿器殺菌剤惨事を経験した後、市民の生命と身体を保護するとして「重大災害処罰法」に関する法律（重大災害処罰法）を制定したが、法に規定された重大市民災害に関連する条項は、梨泰院惨事には適用できないという。梨泰院惨事が、法の適用対象である公衆利用施設・公共交通手段で発生した災害なのかが明確ではないというのが理由だ。政府の主張の通り、「主催者がいない行事」で、法が定めた安全保健確保義務の履行責任者が不明だということもある。

労働界と専門家たちは、重大市民災害を防ぐために、公衆利用施設と公衆交通手段の要件を羅列するやり方に反対し、社会的惨事の発生時に、安全関連法に規定された責任者の義務違反の有無を調べ、責任者を処罰する方向を提示している。

労働界と市民社会、労災被害者、法曹界、安全保健専門家団体が構成された「重大災害

のない世の中作り運動本部」は、このような方向への法の改正要求を継続して提起してきた。この主張の通りに重大災害処罰法が制定されていたとすれば、梨泰院惨事に関しても、警察が混乱を統制せずに警察官職務執行法に違反し、政府と地方自治体は、「災難および安全管理基本法」(災難安全法)上の安全管理を行わなかったために重大市民災害を発生させたという責任を問うことができる。2022年11月4日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

■奉化鉱山で生き埋め鉱夫たち、10日目に奇跡的な生還

慶尚北道奉化郡の亜鉛鉱山の陥没事故で、生き埋めになっていた鉱山労働者二人が、10日振りに救助された。2人は地下190mで生存のための努力しながら救助を待っていた。

奉化消防署長は5日にブリーフィングを行い、「4日午後11時3分に二人の救助を完了した。」「救助場所は事故発生場所の近くの少し広い空間で、(2人は)焚き火、ビニールなどで保温し、天井から落ちる水で延命していた」と説明した。

救助された労働者は、先産部(作業班長)のAさん(62)と後産部(補助作業員)のBさん(56)だ。2人は陥没事故が発生した第一垂直坑道の地下190mの円形の空間で発



見された。意識がはっきりしていて、移送される時も、坑道を自力で歩いて来た。2人は検診を受けたが、大きな異常はなく、一般室に移動した。

今回の事故は先月26日午後6時に、奉化の亜鉛採掘鉱山の第一垂直坑道の地下46mの地点で、突然押し寄せた泥土砂が流れ込み、洞窟を塞いだために発生した。孤立した2人の労働者は、泥土砂が降り注いだ地点から70mの所で作業をしていた。事故当時、垂直坑道では7人が作業をしていたが、この内2人は異常な兆候を感じて脱出し、3人は坑道で孤立したが、事故当日の午後11時頃、業者によって救出されたが、2人は徹夜作業によっても救えなかった。

事故が起きた鉱山を運営する業者は、8月にも一人が死亡する事故を起こし、労働部から重大災害法違反の有無などで調査されている。鉱山業者の副所長は、最初の事故の申告が14時間半も遅くなったことに対して、「本当に申し訳ない。それなりに救助しようと努力したがスムーズに行かず、翌日になって通報した。今後、このようなことがないようにする」と謝罪した。2022年11月5日 民衆の声 イ・ソヒ記者

■国会で奇襲デモ、学校給食労働者「肺がん死にたくない」

国会・予算決算特別委員会の全体会議が行われている中で、学校給食労働者たちが「学校給食室換気施設改善」を要求して、国会で奇襲デモを行った。

8日午後、調理師服を着た学校給食労働者16人が、国会議事堂の外部階段で横断幕を持って奇襲デモを行った。これらの労働者は階段で横断幕を広げ、「学校給食室労働者が死んでいく!肺がん対策予算を用意せよ!」



「このままでは死ねない！ 学校給食室の問題を傍観する国会を糾弾する！」「国会・予算決算委が責任を負え！ 換気施設の改善予算を反映せよ！」「肺がんで死にたくない！ 給食室の換気施設の改善案をまとめろ！」などのスローガンを叫んだ。しかし、すぐに国会警備と警察によって制止された。

全国学校非正規職労働組合の首席副委員長は「国会が責任を負うべきだ。」「換気施設改善の問題には、国会で予算を編成して、労働者がこれ以上死なないように対策を立てるべきだ。人員を補充し、肺がん対策予算を編成すべきだ」と追求した。

9月14日現在、勤労福祉公団の学校給食労働者肺がん労災申請現況によれば、労災申請した79件の内、50件が承認され、21件は関連性について調査が進んでいる。こうしている内にも、労災認定を受けた5人の学校給食労働者が肺がんで亡くなった。

調理の際に発生する調理ヒュームは、世界保健機関(WTO)傘下の国際がん研究所(IARC)も認める発がん物質だ。この発がん物質は、特に団体給食で、天ぷら、炒め物、焼き物などの調理をする時に多く発生する。何よりも、学校給食室は換気施設をきちんと備えていないことが多く、問題になっている。肺がん対策として、雇用労働部が「学校給食調理室換気施設ガイドライン」を提示してい

るが、予算などの理由で、換気施設を改善する教育庁は一部に過ぎない。これに対して労組などは、予算を編成し、学校給食室の換気施設の改善を要求している。2022年11月8日 民衆の声 イ・スンフン記者

■配達が殺到する年末、ソウル各地に「移動労働者休憩の場」

ソウル市が移動労働者が主に活動する地域に、キャンピングカーを改造した憩いの場を、年末まで巡回して運営すると明らかにした。ソウル高速バスターミナルと往十里駅近く、鍾路マロニエ公園など、配達需要の多い地域を訪れ、飲み物、菓子などを食べながら30分前後の呼び出し待ちの時間を過ごせる休憩空間を作る。

配達ライダーは、業務が終わってしばらく別の配達を待ちながら、裏道にバイクを止めて歩道の片隅に座って休むことが多い。次の注文が何時入ってくるか分からず、カフェや食堂に入るのも思いのままにならない。

ソウル市の「キャンピングカー憩いの場」には、バイク、電動自転車など、二輪車で配達する移動労働者の接近が楽になるように、駐車空間も確保した。配達ライダーの団体が提案した場所で年末まで憩いの場を運行した後、今後は配達プラットフォーム業者の協力を得て、ビッグデータで分析して、労働者の密集する場所を選定する予定だ。

ソウル市は瑞草、合井、北倉、鹿番、上岩の5ヶ所で「休・移動労働者憩いの場」も運営している。建物内部に造成された休憩空間として、コンピュータとマッサージ椅子、血圧測定器、携帯電話の充電器などを備え、月平均3800人余りの労働者が利用している。2022年11月23日 京郷新聞 キム・ボミ記者 (翻訳：中村猛)

前線から

酪農技能実習生の受傷

治療費しか労災にせず

青 森

外国人技能実習生のグエンさんは、2020年に来日し、青森県野辺地町のNAMIKI デーリーファームという牧場で働いている。業務は乳牛の搾乳であったが、2021年3月12日の早朝、作業をしようとしたところ牛の後足で顔面を蹴られ重傷を負った。幸い脳に異常がなかったものの、600キロ以上の生き物に全力で蹴られて無事でいられるはずもない。左目の下が大きく裂け、その縫合痕が残ったほか、視力の低下も認められた。

事業所は就業中のケガということで、労災保険の療養補償給付請求を行い、休業したはじめの3日間について休業補償を行っている。そこまでは問題ないのであるが、負傷当初は痛みで起き上がることもできなかったため、しばらく自宅

で安静し、ケガの状態を確かめるために、近医を受診した際に就業に差し支えないかどうか確認してようやく職場に復帰した。その後再診はなく、症状固定といえる状態にまで回復したが、目の下の大きな傷跡は顔の腫れが回復するにしたがって目立つようになってくる。さらに、事業所と監理団体であるアジアアグリ協同組合は結託して誤った情報をグエンさんに伝えていた。すなわち、休業補償は最初の3日間しか支給されないというのである。業務上負傷・疾病を理由で休業した場合、労働基準法によると事業所が休業

補償を支払わなくてはならないことになっているが、その負担を軽減するのが労働者災害補償保険である。休業開始後3日間の補償が労働者災害補償保険から出ないということは、最初の3日間くらい会社で責任を取れ、という意味で、支払い能力が十分あるのであれば、その後の休業補償も事業所で負担すればよいのである。労災保険の休業補償給付の請求もしてもらえず、事業所からも休業補償も支払ってもらえなかったグエンさんはさぞかし心細い思いをしたことだろう。

最初にグエンさんから相談を受けたのは2022年



1月23日であった。受傷後10か月が経ち、先述のとおり障害が残っているものの、事業所も、事業所で適正な技能実習が行われているか監督する役割を担う監理団体もまったく関心を払ってくれないため、当方に相談することにした。オンラインで負傷の現状を聴取し、現在残る症状について申立書を作成した。そして、休業補償給付支給請求書と、障害補償給付請求に添付する診断書の様式、医療機関への依頼状を自宅に郵送したのだが、本人が受け取る前に事業所に取り上げられたうえ無断で開封されてしまった。その結果、グエンさんは監理団体であるアジアアグリ協同組合から叱責を受ける。監理団体から届いたLINEメッセージを見せてもらうと、「グエンさんは何も得られるものはないのに、いったい何をしようとしているのか」という文言が見られる。更に直接口頭で、会社の外の人間に相談するのであれば、会社も監理団体も協力しないとされたという。

それでは自分たちですべてやろうと、十和田労働基

準監督署の協力も得て本年3月に休業補償給付と障害補償給付請求を行った。グエンさんの労災請求を阻止できたと安堵していたNAMIKI デーリーファームとアジアアグリ協同組合は、監督署の調査が開始されたことによりグエンさんが本当に労災請求を行ったことを知って驚愕し、その後もグエンさんに翻意を求める。果ては「監督署の調査に協力しない」などと仄めかしてきたが、グエンさんは本年9月末に障害等級12級の14、すなわち顔面の5cm以上の線状痕をもって「外貌に醜状を残したものと認められ、少額ながら障害補償給付を受給した。

不可解なことは事業所と監理団体の姿勢である。本件に限らず、外国人技能実習生からの労災相談で頻繁に寄せられるものの中に、業務上災害で重傷を負ったものの、何か補償はないのか、というものがある。手指を切断して療養補償給付については受給したものの災害発生後3日後には職場に復帰し、包帯を血で染めながら働いているとか、足

場材が落ちてきたために足を骨折して入院したがボルトを埋めたまま症状固定になったとか、障害補償給付を受給できる可能性があるケースでありながら、事業所と監理団体は本人からの質問に対して「それくらいのケガでは障害にならない」と適当な嘘をつく。療養補償給付の請求書には事業主として証明をしているのだから、最後まで面倒をみてやればよいにもかかわらず、障害については及び腰になる事業主が多い。

このような事業主に直接問いを投げかけると、一番多い返答が、「労災補償制度のことをよく知らなかった」というものであった。NAMIKI デーリーファームにいたっては、未だに何も分からない、何も知ろうとしないという姿勢を最後まで貫き通した。

外国人技能実習生が来日して働くためには長い期間母国で研修を受け、受入企業のセレクションを通過しなくてはならない。新たに設置された特定技能外国人労働者は日本語能力試験や、職種ごとの試験までである。来日してくる外国人労

働者には日本で働くためのハードルを設けているのだから、同じように受入企業

にも外国人労働者を受け入れるための資格試験が必要なのではないだろうか。

内装工・現場監督の石綿ばく露救済

東京

「NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊」は数年前に結成され、全国の中皮腫患者と家族との交流や意見交換、情報共有などの啓発活動を行ってきた。ところが約3年前から新型コロナウイルスの爆発的な広がりにより全国キャラバンを中止せざるを得なくなってしまった。

全国キャラバンが実施できないことから、パソコンやスマホ等を使って中皮腫 zoom サロンを開設、毎週水曜日の午後1時から午後4時頃まで、全国の患者・家族との交流・意見交換などを行ってきた。

昨年(2021年)10月下旬、中皮腫 zoom サロンに米国カリフォルニアから初めて参加した女性から石綿ばく露による被害救済の相談があった。女性のお兄

さんの話しだった。10月初旬、突然、呼吸困難に陥り、救急で近隣の病院に搬送され、レントゲン検査の結果、右肺に胸水が確認されたが、この病院では適切な処理ができないことから京都市立病院に移送、されそのまま入院することになった。

京都市立病院に10月25日まで入院、その間、胸水を抜き、右肺の精密検査、内視鏡などを行い、26日にもPET検査、27日MRI検査と受けた結果、上皮型・悪性胸膜中皮腫との確定診断がなされた。職業を聞いてみると内装工の現場監督とのことであつた。早速相談者からお兄さんの連絡先等を伺い、後日、お兄さんに電話して、事実関係の確認や当時の状況を伺うためにお会いする

約束を取り付けた。

月が変わった11月、京都市・円町にある会社事務所で本人とお会いし、職歴や厚生年金履歴の記録、詳しい業務内容など、労災保険請求に必要な事項の説明を行って聞き取りを一端終了した。本人は抗がん剤治療のため11月8日より京都市立病院に再入院し、これは兵庫医科大学での手術を前提とした治療で、翌年2022年1月より兵庫医科大学へ入院、胸膜剥皮術を受けることになっていた。

後日、厚生年金履歴の記録が届き、最終職歴の調査をすると、最終職場が(株)ジャパンマネジメントシステム、後に社名を変更し(株)高木美建となっていた。この会社は父親から引き継いだもので本人は管理職扱いとなっていて(調査当時は代表取締役社長)労災保険法上の特別加入制度の対象であることから、会社へは労災保険料申告書を確認、京都労働局徴収課にも問い合わせると、特別加入はしていないとの返答であつた。その直前の就労職場は、東京都青山の(株)建装社(すでに廃業)を石

綿ばく露最終職場として
労災申請することとした。
(株) 建装社は東京都港区
青山にあったので、管轄の
東京の三田労働基準監督署
労災補償課に連絡を入れ、
担当者に説明を行い申請す
る旨を伝えた。それから2
回か3回京都市・円町の会
社事務所で本人にお会いし
て、必要書類の整理や必要
事項を聞き取り、とりあえ
ず、環境再生保全機構の救
済申請手続きを行うことと
した。

年が変わった2022年1
月、病院より休業補償給付
申請書が返ってきたので、
東京三田労基署労災補償課
に対して、レントゲン、C
T、関係資料を含め郵送し
た。

しばらくすると、東京労
働局から私に対して、本人

から同僚証言を得られない
かとの問い合わせがあった
が、本人に確認を取ると、
今回の対象とする職場が全
て東京であることと、すで
に廃業していることで同僚
証言は困難であるとの返答
だった。

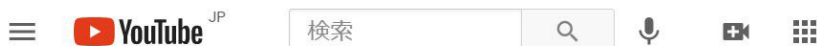
一方本人は2月に兵庫医
科大学を退院、術後の抗が
ん治療については京都市立
病院、月1回の経過観察に
ついては兵庫医科大学に通
院していた。しかし、手術
の痛みが中々癒えないよう
であった。

東京労働局から何の連絡
も無いことから、調査状況
を聞くため、電話を入れる
と担当者から提出された請
求用紙・関係資料について
事実関係の調査を行っている
とのことであった。その
間本人とは何か疑問点が出

れば、その都度電話連絡を
行っていた。10月に入っ
て、相談者から電話で、東
京・三田労基署から労災が
決定されたとの連絡を受
け、ほっとした。また、職
種が建設関連であることか
ら、建設アスベスト給付金
の申請を準備している。労
災申請から約10カ月での
認定だ。過去から比べると
若干早くなった気もする
が、やはり特殊な病気であ
ることと、認定の判例が少
ないことが認定の難しさを
物語っているような気がする。
もう一点、本人の体調
が良く、多分オブジーボが
よく効いている状態で病状
も安定しているとの報告も
聞いて、安心しているところ
だ。(事務局 林繁行)

全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



10月の新聞記事から

10/2 すかいらーくグループが運営する「ジョナサン」の東京都港区の店舗において、2020年9月から今年4月までの間、暴力や暴言によるパワハラが繰り返されていた問題で、新たな労災申請があった。店長から正社員Aさんが受けたパワハラによる右あばら骨折、全身打撲の二件について、今年7月に三田労働基準監督署が労災認定していた。だが、Aさんは今年4月に重度ストレス障害と診断され、9月29日、暴力とは別に精神障害についても三田労基署に労災保険の申請をした。

南極のオーストラリア観測基地に勤務する女性たちが、基地内でさまざまな性的ハラスメントの被害を受けている実態が、同国の南極局(AAD)の上級顧問による調査で明らかになった。調査は被害の告発を受けて実施された。報告書では、女性の隊員らが同意なく体を触られたり、性行為を要求されたりする被害のほか、壁にポルノの掲示物を貼られるなどのハラスメントが確認された。さらにプライバシーや十分な衛生環境がなく、女性の隊員らが月経に関するさまざまな困難を抱えていることも明らかになった。

10/5 愛知県東浦町の保健施設に勤務し、2019年に死亡した男性(53)について、愛知労働者災害補償保険審査官が「過労死ライン」に満たない残業時間で労災認定していた。半田労働基準監督署が21年3月に遺族からの労災申請を退けたが、今年3月、新基準に基づき労災と認められた。遺族側は、男性の死亡は上司のパワハラも原因だったとして、施設側に損害賠償を求め、名古屋地裁に提訴している。男性は「あい健康の森健康科学総合センター」で高齢者の健康状態の評価システム開発などに従事していた。

10/8 ことしの「過労死白書」の内容が明らかになり、うつ病などを発症して労災と認定された人について傾向を分析した結果、業種で見ると「医療・福祉」や「建設業」などが増えていたほか、男女でも発症の要因に差が出ていたとして個々に応じた対策が必要だと指摘している。平成22年度から令和元年度までの10年間に仕事のストレスや長時間労働が原因でうつ病などを発症し、労災と認定された4491人について分析した。前半と後半の5年間に分けて業種別に比較すると、「製造業」が全体の17%程度で最も多い状況は同じだが、「医療・福祉」が12%から14%余りに増え2番目に多くなったほか、「建設業」の割合も7%から9%に増加した。白書は、近く閣議決定される予定。

埼玉県川越市の新井喜一元市議(72)が市職員の女性にセクハラをしたかどうかを巡る損害賠償請求訴訟は6日、東京高裁で和解が成立。元市議はセクハラを認め、女性に謝罪して慰謝料を支払う。女性は2018年、元市議から性的な言動や飲酒の強要を受けたと被害を公表し、市議会の第三者委員会はセクハラやパワハラがあったと認めたが、元市議は行為を否定し女性を名誉毀損で訴えた。女性は慰謝料などを求めて反訴。さいたま地裁川越支部は22年1月、女性の主張を認め、元市議に110万円の支払いを命じたが、元市議が控訴していた。

10/14 宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の配達員の自転車に追突されて負傷したとして、会社役員の女性が配達員と「ウーバージャパン」(東京)に約250万円の損害賠償を求めた訴訟が、大阪地裁で和解した。同社

は解決金として、140万円を配達員と連帯して支払う。同社は配達員を雇用関係のない「個人事業主」と位置付けており、事故を巡って金銭の支払いに応じるのは異例。女性は2018年6月、大阪市内の歩道で自転車の男性配達員に後ろから追突され、首を捻挫するなどのけがを負った。和解は9月30日付。

宮城県石巻市の水産加工会社で働いていたベトナム人の技能実習生が、賃金の未払いやパワハラなどを訴えていた問題で、実習生と会社との間で和解が成立した。2019年10月から2022年2月まで石巻市の水産加工会社で技能実習生として働いていたベトナム人の女性3人が、パワハラや賃金未払いなどがあったとして慰謝料や未払い賃金の支払を求めていた。実習生らは2022年8月末に会社が実習生1人当たり約65万円を支払う内容で、和解したと発表した。3人のうち作業中に手の指を切断する労災事故に遭った女性には、120万円の損害賠償金が支払われる。

加藤勝信厚生労働相は閣議後記者会見で、家事代行をする「家事使用人」の働き方について、実態調査に取り組む方針を明らかにした。厚生省は調査結果を踏まえ、労基法改正についても検討する。

10/17 岸田文雄首相は衆院予算委員会で、陸上自衛隊郡山駐屯地(福島県)に所属していた元1等陸士、五ノ井里奈さん(23)が複数の男性隊員から性暴力を受けていた問題について、「現場部隊と防衛省、ともに対応が適切だった」と述べ「あらゆるハラスメントの根絶に取り組みたい」とも語った。また、同日、関与した男性隊員のうち4人が、五ノ井さんに会って直接謝罪した。五ノ井さんは面会後に「やっとこの日が来た。長い時間がかかったが、区切りとする」と心境を語った。約1時間、4人と個別に面会。4人は繰り返し頭を下げて謝罪したうえで、退職する意向を示した。捜査当局に対しても加害の事実を認めると約束した。

10/19 建設現場でアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した京都府内の建設労働者30人のうち本人や遺族が、建材メーカー16社に約11億1100万円の損害賠償を求めた第2次訴訟は、京都地裁で結審した。判決は来年3月23日。原告は、府内の建設現場で作業に従事した労働者らで、全員が労災認定を受けている。30人のうち26人は死亡し、生存者は69～81歳の4人

10/20 兵庫県三木市内の安全保護具メーカーが、建設現場で働く女性専用のフルハーネス「プロミネ」を開発し、2022年度のグッドデザイン賞を受けた。製品は、留め具の金属部分を樹脂に変え、胸のバックルも軽い金属を使用。約680グラムへの軽量化に成功した。ベルトは滑らかで体にフィットしやすい素材を使い、色はマゼンダとシルバー。

10/26 鹿児島県内の精神科と心療内科の院長だった男性医師からパワハラなどを受けて自殺に追い込まれたとして、元従業員的女性(32)の遺族が医師に慰謝料約2200万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、鹿児島地裁であった。医師側は「安全配慮義務違反はあったが、不法行為はない」として請求棄却を求めている。即日結審し、判決は来年2月。女性は2015年5月から自殺した16年8月まで医師が経営する診療所で勤務。18年に過重労働で労災認定を受けた。

11月の新聞記事から

- 11/1 立憲民主党は、党神奈川県連所属の女性県議2人が訴えていた男性県議によるパワハラに関し「重大なハラスメント」と認定した。党本部は作山友祐県議だと公表し、作山氏のほか、滝田孝徳、浦道健一両県議にも「ハラスメントとされてもやむを得ない言動があった」とした。岡田克也幹事長は、作山氏ら3人について、処分など適切な対応の検討を県連に指示した。
- 11/4 大阪国税局奈良税務署の副署長だった50代男性が9月中旬、近畿税理士会奈良支部との懇親会で、女性税理士に「殺すぞ」などと暴言を繰り返し、背中や肩を平手でたたく暴力も振ったことがわかった。男性は泥酔状態だった。男性は問題発覚後、大阪国税局総務部付に異動した。国税局は男性を国家公務員法違反で処分する方針。女性は精神的ショックを受けているという。
- 11/6 新型コロナからの経済回復が進むなか、半数を超える企業が人手不足を感じ、宿泊業では時間外労働が急増。正社員の人手不足を感じる企業の割合は50.1%と2年10カ月ぶりに5割を超えた。非正社員でも30.4%と新型コロナの感染拡大後最大。旅館・ホテルなどの宿泊業では、人で不足が6割を超えた。
- 11/7 奈良県内に住むウクライナ人女性(27)が、会社の上司によるパワハラで精神的苦痛を受けたとして、会社側に約550万円の損害賠償を求めた訴訟は、奈良地裁で和解が成立した。会社側が解決金を支払う。10月31日付。女性は2018年8月、ヘリ運航会社「アカギヘリコプター」と1年更新の雇用契約を結び、奈良市内の事業所で勤務していた。20年1月頃から、上司の男性課長による理不尽な叱責や暴言が繰り返され、「野良犬」「ごみ」などと罵声を浴びせられた。女性は21年5月にうつ病と診断され、7月末で雇止めされた。
- 11/8 長崎県内の私立高校で運動部の顧問を務める50代女性職員が、学校法人を相手に、放課後や休日などの部活指導に対する未払いの時間外賃金を求めた訴訟は、長崎地裁で和解が成立した。学校側が練習指導など顧問としての活動時間を労働時間と認め、解決金185万円を支払うなどの内容。女性は講師を経て2015年に職員となり、特待生について生徒を自宅に下宿させて食事・弁当なども提供した。土日祝日も練習や大会があったが、月約1万4000円の「超勤手当」などが支給されるだけだった。女性は20年9月、過去2年分の時間外賃金905万円などの支払いを求めて提訴した。
- 11/9 「トランスジェンダー」の40歳代社員が、勤務先の職場で性自認を侮辱する「SOGIハラ」により、うつ病を発症したとして、神奈川県内の労働基準監督署から労災と認定されていた。認定は6月30日付。会社員は戸籍上の性は男性で、性自認は女性。2006年に神奈川県内の大手製造会社に就職し、17年に職場で性自認を公表した。その後、上司から「彼」と呼ばれ抗議すると、上司は「戸籍上の性別変更をしてから言いなさい」と発言し何度も「彼」と呼んだ。会社員はうつ病と診断され18年12月から休職した。労基署は上司の発言を「本人の人格を否定する精神的攻撃で、執拗に行われ、強い心理的負荷がかかりうつ病を発症した」と判断。
- 11/14 2018年の台風対応直後に急死し、公務災害と認定された田辺市危機管理局長の中野典昭さんの遺族が市に状況説明を求めていた問題で、遺族が市と市議会に第

- 三者委員会の設置を求める申し入れ書を提出した。申し入れ書では、事実経過などを調査し、中野さんにかかった負荷の要因や問題点を明らかにすることを求めた。
- 11/17 業務が困難な配属をされ、上司からパワハラを受けたとして、身体障害のある柏原市職員の男性(42)が市に損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁堺支部で和解が成立した。市が合理的配慮をすることなどを条件に、パワハラの有無は判断せず賠償金は求めないこととした。和解条項は、市は障害者雇用促進法を踏まえて障害者らに年1回程度、就業状況を確認し、意向や特性を踏まえた合理的配慮をするなどとしている。
- 11/21 インターネット上の仮想空間「メタバース」で、ハラスメントが横行している。ネットのアンケート調査で回答者の55.3%が被害に遭ったことがあると答えた。内容は「性的な言葉」(60.1%)や「性的に触られる」(40.9%)などで、「悪口」(43.6%)なども目立った。メタバース市場は2026年度に1兆円を超えると試算もあり、子どもたちが利用する機会も増える。対策は急務だ。
- 11/22 秋田県職員だった20代男性が2018年に自殺したのは過酷な業務負担が原因だと、遺族が県に損害賠償を求めた訴訟で、県は和解金7590万円を支払う方針を明らかにした。12月に議会の承認を得て、近く和解する。県は、昨年12月に公務災害と認定されたことや内部調査の結果から、職員の健康を守る安全配慮義務に違反していたと判断し争わない方針を示していた。
- 11/25 団体交渉を拒否されたとして、「ワーバーイーツユニオン」が、東京都労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしていた件で、都労委は、不当労働行為にあたることを認め、ワーバー側に団体交渉に応じることを命じた。個人事業主として扱われてきた配達員たちが、労働基準法や労働契約法の労働者よりもハードルの低い、労働組合法の労働者にあたるかどうか争点になっていた。今回、労組法の労働者と認められたことで、ワーバーはユニオンとの団体交渉に応じる義務が生じる。
- 森友学園をめぐる公文書改ざん問題で自殺した近畿財務局職員の妻が、当時の財務省理財局長に賠償を求めた裁判で、大阪地裁は、公務員の個人責任を認めず妻の訴えを退けた。大阪地裁は、佐川氏が改ざんの方向性を決定付け、財務省が組織的に改ざんを行ったと認め、一方、公務員が職務で損害を与えたときは国が賠償責任を負うと決められているとして、公務員の個人責任は問えないと判断した。
- 11/28 2007年に新潟市水道局の男性職員(38)が自殺したのは職場で精神的に追い詰められたのが原因だったなどとして遺族が市に損害賠償を求めた訴訟で、市は過失を認めて約3500万円の支払いを命じた新潟地裁判決について、控訴しないこととした。24日の地裁判決は、遺族が上司のパワハラ行為を認定しなかったが、職場の環境構築を怠った安全配慮義務違反があったなどとして市の過失を認めた。
- 11/29 アドバンテスト(東京都千代田区)の30代男性がうつ病を発症したのは、「持ち帰り残業」による長時間労働が原因として、国に労災認定を求めて東京地裁に提訴した。同社は2014年10月から残業時間を一月9時間に制限していたため、男性は持ち帰り残業をせざるを得なくなったと主張している。

2022年冬期カンパのお願い

日頃より関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第6波は治まりきる前に再び増加に転じて、第7波に突入しました。にもかかわらず、政府は経済状態を考慮して規制を解除し、すでに感覚がまひしたのか、マスクや消毒は常態化したとはいえ、かなり通常どおりの日常に戻りつつあります。そのことがかえって、日常の風景を異常に感じさせるほどです。

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求も累計89,046件、支給決定は63,709件となりました。2021年度の請求件数は22,928件、2022年度は4月から9月ですでに57,641件と、とんでもない数になっています。一方で、労災請求を事業主に拒否されたり、コロナ罹患後に様々な症状が残り、働くどころか、日常生活も困難となったという事案も聞き及んでいます。

ロシアのウクライナ侵攻は、各国が非難の声をあげ、経済制裁を行おうとも収束することなく、簡単に止まることのない戦争に脅威を感じています。戦争で亡くなった人々、家を失った人々、故郷を離れなければいけなかった人々など、たくさんの被害者を生み続けており、今後も関心を持ち、戦争に反対していきます。

4月からは、パワーハラスメント対策が、中小企業についても義務づけられました。事業主側でも関心が高いテーマですが、コロナによる影響で、取り組める中小企業がどれだけあるのか、また、リモートワークなどこれまでと違った働き方への対策や労働時間管理や安全対策がきちんと行われるか、気をつけていかなければいけないでしょう。

アスベストについては、昨年、建設業で健康被害に遭った人について、建設アスベスト給付金制度が作られました。一方で、建材メーカーはいまだに責任を認めておらず、裁判が続いています。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさん一人ひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2022年12月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

| 種類 | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL | |
|--------------|----|--------------|-------------------|------|-------|-------|--------|---------|---------|
| らくようたい | 男 | DR-1G | 黒/白 | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 | DR-1L | 黒/白 | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | - |
| Super Relief | 兼用 | Super Relief | グレー・ブルー (ツートン) | ウエスト | 56-65 | 65-85 | 85-100 | 100-110 | - |
| | | | | 骨盤回り | 64-72 | 70-88 | 85-102 | 100-112 | - |

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

| | | |
|---------------|--|--------|
| 1部 | | 200円 |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部 | 3,000円 |
| " | 2部 | 4,800円 |
| " | 3部以上は、1部につき2,400円増 | |
| 会員購読料 | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増 | |

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259